

第1回熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議

日時：平成28年11月10日（木）午後1時30分～3時30分
会場：ホテル日航熊本 5階 阿蘇（熊本市中央区上通町2-1）

次 第

1 開会

2 挨拶

3 熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議規約等説明

4 議事

（議題1）復旧・復興工事及び通常工事に関する今後の発注計画等

- ① 国土交通省九州地方整備局
- ② 農林水産省九州農政局
- ③ 熊本県土木部土木技術管理課
- ④ 熊本市総務局契約政策課

（議題2）建設産業の現状と課題

・熊本県建設業協会

（議題3）建設資機材や労働力の確保に関する現状と課題

・国土交通省九州地方整備局

（議題4）発注情報の一元化

・国土交通省九州地方整備局

（議題5）暴力団排除対策

・熊本県警察本部刑事部組織犯罪対策課暴力対策室

（議題6）適正な発注に向けた取組み状況

- ① 熊本県土木部監理課（入札契約制度の見直し）
- ② 熊本県土木部土木技術管理課（県工事積算関係の新たな取り組み）
- ③ 熊本市総務局契約政策課（入札契約制度の見直し）

（議題7）関係機関が抱える課題

・熊本県土木部土木技術管理課

5 意見交換

6 閉会

熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議規約（案）

（名称）

第1条 本会議は、「熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議（以下、「情報連絡会議」という。）」と称する。

（目的）

第2条 情報連絡会議は、熊本地震等により被災した公共土木施設等に係る復旧・復興工事を円滑に進めるため、各地域の施工体制の確保等に係る様々な課題に対し、関係者間において情報共有や対応策の検討を行うことを目的とする。

（協議事項）

第3条 情報連絡会議は、下記事項について協議する。

- （1） 復旧・復興工事に関する発注計画の共有
- （2） 建設産業の現状と課題の共有
- （3） 建設資機材や労働力の確保に関する現状と課題の共有
- （4） 適正な発注について
- （5） 発注情報の一元化
- （6） その他、情報連絡会議で必要と認める事項

（組織）

第4条 情報連絡会議は、国土交通省九州地方整備局及び熊本県で主催する。

2 構成員は別表1に掲げるとおりとする。

（役員）

第5条 本会議に、次の役員を置く。

議 長 1名

副議長 1名

（役員を選任）

第6条 議長は、熊本県土木部長をもって充てる。

2 副議長は、国土交通省九州地方整備局企画部長をもって充てる。

(役員の職務)

第7条 議長は、本会議の会務を統括する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議の開催)

第8条 情報連絡会議は、必要に応じて開催する。

(熊本地震等復旧・復興工事情報連絡準備会議)

第9条 情報連絡会議開催に向け、様々な課題の整理、検討等を行うため、熊本地震等復旧・復興工事情報連絡準備会議を置く。

2 構成員は別表2に掲げるとおりとする。

(事務局)

第10条 情報連絡会議の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局は、熊本県土木部監理課に置くものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、情報連絡会議の運営に必要な事項は、情報連絡会議において協議のうえ定める。

附 則

この規約は、平成28年11月10日から施行する。

国土交通省	九州地方整備局 九州地方整備局 企画部 九州地方整備局 企画部 熊本河川国道事務所 八代河川国道事務所 菊池川河川事務所 川辺川ダム砂防事務所 立野ダム工事事務所 緑川ダム管理所 熊本営繕事務所	企画部長 技術調整管理官 技術開発調整官 所長 所長 所長 所長 所長 所長 所長
農林水産省	九州農政局 土地改良技術事務所 九州森林管理局 熊本森林管理署	設計課長 所長 治山課長 署長
熊本県	土木部 農林水産部 県央広域本部 宇城地域振興局 上益城地域振興局 県北広域本部 玉名地域振興局 鹿本地域振興局 阿蘇地域振興局 県南広域本部 芦北地域振興局 球磨地域振興局 天草広域本部	土木部長 政策審議監 監理課長 土木技術管理課長 営繕課長 農林水産政策課長 技術管理課長 土木部長 農林部長 土木部長 農林部長 土木部長 農林部長 土木部長 農林水産部長 土木部長 農林部長 土木部長 農林部長 土木部長 農林部長 土木部長 農林水産部長
熊本県警察本部	刑事部組織犯罪対策課	暴力対策官兼暴力対策室長
県内市町村	熊本市 八代市 人吉市 荒尾市	土木主管課長 農林水産主管課長 契約主管課長

水俣市

玉名市

天草市

山鹿市

菊池市

宇土市

上天草市

宇城市

阿蘇市

合志市

美里町

玉東町

和水町

南関町

長洲町

大津町

菊陽町

南小国町

小国町

産山村

高森町

南阿蘇村

西原村

御船町

嘉島町

益城町

甲佐町

	山都町	
	氷川町	
	芦北町	
	津奈木町	
	錦町	
	あさぎり町	
	多良木町	
	湯前町	
	水上村	
	相良村	
	五木村	
	山江村	
	球磨村	
	苓北町	
建設産業団体	(一社) 熊本県建設業協会 (一社) 熊本県建設業協会 熊本支部 (一社) 熊本県建設業協会 宇城支部 (一社) 熊本県建設業協会 玉名支部 (一社) 熊本県建設業協会 荒尾支部 (一社) 熊本県建設業協会 鹿本支部 (一社) 熊本県建設業協会 菊池支部 (一社) 熊本県建設業協会 阿蘇支部 (一社) 熊本県建設業協会 上益城支部 (一社) 熊本県建設業協会 八代支部 (一社) 熊本県建設業協会 芦北支部 (一社) 熊本県建設業協会 人吉支部 (一社) 熊本県建設業協会 天草支部 (一社) 熊本県建設業協会 建築部会 (一社) 熊本県建設業協会 舗装部会 熊本県管工事業組合連合会 熊本県砕石業協同組合連合会 熊本県鉄筋工事業協同組合 熊本県生コンクリート工業組合 (一社) 熊本県法面保護協会 熊本県アスファルト合材協会 熊本県技能士会連合会建設専門工事部会 西日本建設業保証(株) 熊本支店	会長 支部長 支部長 支部長 支部長 支部長 支部長 支部長 支部長 支部長 支部長 支部長 支部長 支部長 支部長 支部長 部会長 部会長 会長 会長 理事長 理事長 会長 会長 部会長 支店長

※今後、構成員は必要に応じて追加されることもあり得る

国土交通省	九州地方整備局 企画部 熊本河川国道事務所	技術管理課長 所長
農林水産省	九州農政局 九州森林管理局	設計課長 治山課長
熊本県	土木部	土木部長 政策審議監 監理課長 土木技術管理課長 営繕課長
	農林水産部	農林水産政策課長 技術管理課長
	県央広域本部	土木部長 農林部長
	宇城地域振興局	土木部長 農林部長
	上益城地域振興局	土木部長 農林部長
	阿蘇地域振興局	土木部長 農林部長
県内市町村	熊本市	土木部長 契約管理部長
建設産業団体	(一社)熊本県建設業協会	会長

※構成員は、今後必要に応じて追加することもあり得る

【議題 1】

「復旧・復興工事に関する今後の発注計画」

(九州地方整備局)	P 1 ~ P 8
(九州農政局)	P 9
(九州森林管理局)	P 1 0
(熊本県)	P 1 1 ~ P 1 8
(熊本市)	P 1 9 ~ P 2 0

熊本地震に関する発注手続きの取り組み

平成28年熊本地震における復旧工事の発注状況(H28.11.1時点)

適用時期	入札契約方式		標準的な 手続日数 (公告～契約)	発注件数	工事内容
	競争参加者の 設定方法	契約相手の 選定方法			特徴等
H28.4 ～ H28.5	随意契約	※事務所災害協定に 基づき施工者を選定	即時着工 ※協議が整い次第速や かに着手	約60件	応急復旧等 (堤防補修、道路補修等)
H28.5 ～ H28.7		※本局災害協定に基 づく業界団体へ協力 要請を行い選定			約20件
H28.6 ～	一般競争	総合評価方式	約1か月 ※手続き日数の短縮、 入札書及び技術資料の 同時提出の適用除外を 実施	約40件	本復旧 ・等級区分において、一般土木C等級の予定 価格の上限の金額の変更(3億円→4.5億円) ・一括審査の活用等による事務負担軽減
H28.7	技術提案・交渉方式 (技術協力・施工タイプ)		約3か月 ※技術協力業務締結ま での期間	2件	本復旧 ・早期の施工者の確保による確実かつ早期 の完成を目的とした技術提案・交渉方式の適 用

注：適用時期は、次の通り。随意契約：最速着工（協議完了）日～最遅着工（協議完了）日、一般競争：最速公告日～。技術提案・交渉方式：公告日

注：発注件数（手続き中を含む）は、H28.8.31時点

■堤防や道路の損傷等により緊急な対応が必要であり、競争に付することが出来ない工事に適用

1. 事務所と施工業者との災害協定※1に基づく随意契約

※1 熊本河川国道事務所管内の緊急事態に関する基本協定など

地震により被災した堤防を今後予想される降雨等の自然現象より保護するため緊急の工事などを実施。

【実施例】

堤体の変状が軽微な箇所については、ひび割れ補修等の応急対策を実施し、比較的変状が大きかった11箇所については、24時間施工により緊急的な復旧工事を5月9日までに完了



2. 災害協定※2 に基づく九州地方整備局から協会への協力要請に基づく随意契約

※2 災害時における九州地方整備局管内の災害応急対策業務に関する協定書

大規模な斜面崩壊について二次被害を防止するために緊急的な対策工事
道路が損傷し全面通行止めが生じており、損傷箇所の早期復旧を図るための工事
河川堤防が損傷し堤防の安全度が低下している堤防の復旧工事 など

【実施例】

阿蘇大橋地区において発生した大規模な斜面崩壊について、斜面上部に残る多量の不安定土砂の崩落による二次災害を防ぐための緊急的な対策工事を実施



■熊本地震による災害復旧工事等の迅速かつ確実な執行を図るため、一般競争入札における入札・契約手続きに当たっては、下記の対応を実施し、円滑な事業の実施を図る。

1. 手続き期間の短縮(通常50日程度→30日程度へ約20日短縮)

(手続き日数の短縮、入札書及び技術資料の同時提出は適用しないで差し支えない)

→迅速な復旧工事の着手

2. 施工能力評価型(Ⅱ型)の適用拡大

(施工能力評価型(Ⅰ型)の対象工事のうち、予定価格・難易度に応じてⅡ型を適用可能)

→提出資料を簡素化し、競争参加者の負担を軽減

3. 一括審査方式の活用

(施工能力評価型(Ⅱ型)においても一括審査方式を積極的に活用)

→受発注者相互の負担軽減

4. 一般土木工事における等級区分の変更、分任官契約(事務所契約)の対象金額拡大

(C等級の上限額を3億円→4.5億円に拡大し、分任官契約を可能とする)

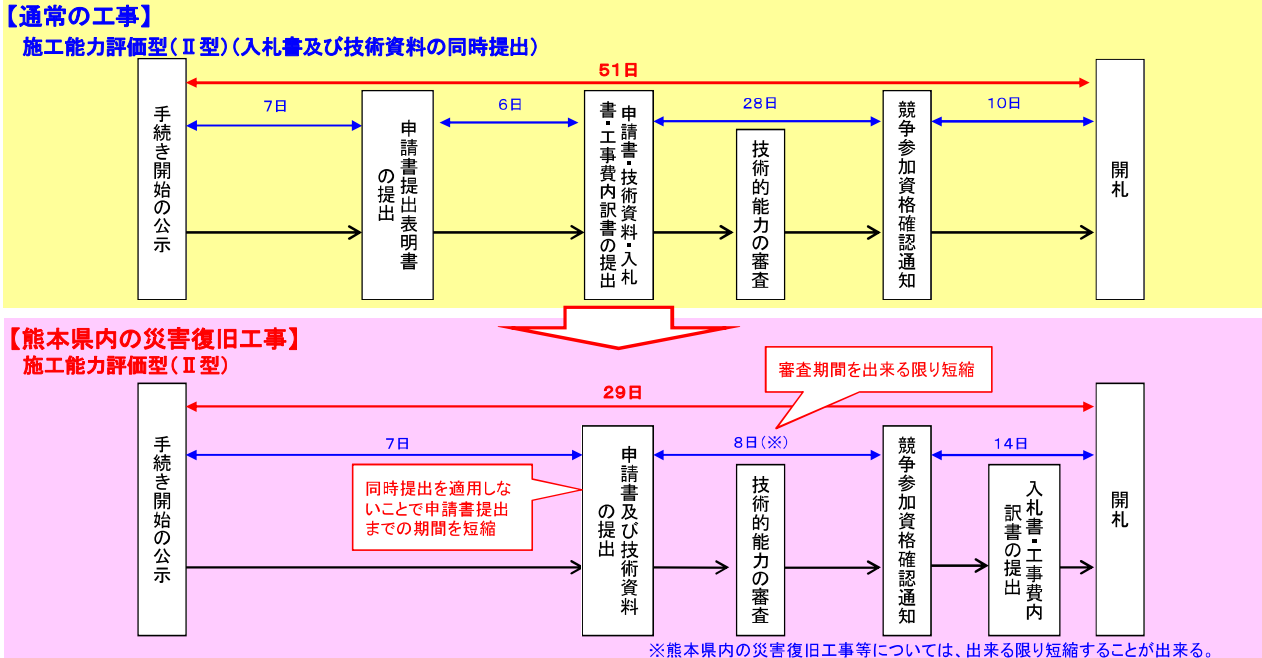
→工事の円滑な施工を確保し、入札手続きの効率化、監督・検査業務の効率化を図る

5. 地域JVが参加可能な対象工事を土木に関する工事にも拡大

(道路及び河川(砂防含む)災害応急対応のための土木に関する工事)

→震災の影響による担い手離れが懸念されることから地域JVの活用により担い手を確保

1. 手続き期間の短縮(通常50日程度→30日程度へ約20日短縮)
 (手続き日数の短縮、入札書及び技術資料の同時提出は適用しないで差し支えない)
→迅速な復旧工事の着手



上記日数は、同時期に発注手続きを開始した熊本県内の通常の工事と災害復旧工事の手続き日数を示したものである。

2. 施工能力評価型(Ⅱ型)の適用拡大
 (施工能力評価型(Ⅰ型)の対象工事のうち、金額・難易度に応じてⅡ型を適用可能)
→提出資料を簡素化し、競争参加者の負担を軽減

【通常の工事】
 下記の条件をすべて満たす場合にⅡ型を採用
 ①3億円未満の工事
 ②工事難易度が「Ⅰ」又は「Ⅱ」の工事



【熊本地震による災害復旧工事】
 下記の条件をすべて満たす場合にⅡ型を採用
 ①3億円未満の工事
 ②工事難易度が「Ⅰ」又は「Ⅱ」に加え、
工事内容により「Ⅲ」「Ⅳ」「Ⅴ」の工事にも適用

なお、施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる場合は、施工能力評価型(Ⅱ型)を適用できる。

3. 一括審査方式の活用
 (施工能力評価型(Ⅱ型)においても一括審査方式を積極的に活用)
→受発注者相互の負担軽減

【通常の工事】
 下記の契約方式を適用する工事において活用
 ・技術提案評価型(S型)
 ・施工能力評価型(Ⅰ型)



【熊本地震による災害復旧工事】
 現在の適用工事に加え、
 ・**施工能力評価型(Ⅱ型)**
 についても、受発注者相互の負担軽減のため、積極的に活用する。

4. 一般土木工事における等級区分の変更、分任官契約(事務所契約)の対象金額拡大 (C等級の上限額を3億円→4.5億円に拡大し、分任官契約を可能とする)

→工事の円滑な施工を確保し、入札手続きの効率化、監督・検査業務の効率化を図る

①一般土木C等級における等級区分の上限額を3億円未満から4.5億円未満に拡大

②一般土木工事について、4.5億円未満まで分任官契約を可能とする

【入札契約方式と工事種別毎の等級区分】

予定価格	九州地整運用	負担行為担当官			一般土木	一般土木 (※)	建築	As舗装	造園	電気設備	暖冷房 衛生設備	その他 ※ランク無し
		土木工事	一般土木 (※)	官庁営繕								
7.4億円	一般競争入札 (WTO対象)	本官 契約	本官 契約	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Aランク	Co舗装 鋼橋上部 PC 法面処理 木造建築 機械設備 塗装 維持修繕 しゅんせつ グラウト 杭打ち さく井 プレハブ建築 通信設備 変電設備
7.2億円	一般競争入札 (拡大)			Bランク	Bランク	Bランク						
4.5億円		分任官 契約	本官 契約 又は 分任官 契約	Cランク	Cランク	Cランク	Aランク	Bランク	Bランク			
3.0億円				Dランク	Dランク	Dランク	Bランク	Cランク	Cランク			
2.0億円		一般競争入札 (拡大)	分任官 契約	本官 契約 又は 分任官 契約	Cランク	Cランク	Cランク	Aランク	Bランク	Cランク	Cランク	
1.2億円	Bランク											Cランク
0.6億円												
0.5億円	Bランク	Cランク										
0.25億円			一般競争入札 (拡大)	一般競争入札 (拡大)	一般競争入札 (拡大)	一般競争入札 (拡大)	一般競争入札 (拡大)	一般競争入札 (拡大)	一般競争入札 (拡大)	一般競争入札 (拡大)	一般競争入札 (拡大)	一般競争入札 (拡大)

※ 平成28年度に熊本県内で発注される平成28年熊本地震の復旧工事に限る。

5. 地域JVが参加可能な対象工事を土木に関する工事にも拡大

(道路及び河川(砂防を含む)災害応急対応のための土木に関する工事)

→震災の影響による担い手離れが懸念されることから地域JVの活用により担い手を確保

【従来の地域JV対象工事】

道路及び河川(砂防を含む)の維持工事のうち、地域における担い手確保が将来的に困難となるおそれがあると判断される地区においては、地域JVの参加を可能とする。

【熊本地震による災害復旧工事に係る地域JV対象工事】

震災の影響により地域の建設企業の担い手離れが懸念されるおそれがあることから、道路及び河川(砂防を含む)の災害応急対応のための土木に関する工事(※)のうち、共同企業体の活用による担い手確保が必要と判断される工事については、地域JVの参加を可能とする。

(※)「土木に関する工事」とは、「一般土木工事」、「アスファルト舗装工事」、「鋼橋上部工事」、「造園工事」、「電気設備工事」、「暖冷房衛生設備工事」、「セメント・コンクリート舗装工事」、「プレストレスト・コンクリート工事」、「法面処理工事」、「塗装工事」、「維持修繕工事」、「河川しゅんせつ工事」、「グラウト工事」、「杭打ち工事」、「さく井工事」及び「機械設備工事」をいう。

- ・県内建設業者「総力」の復旧・復興及び地域防災の担い手である地元建設業者の育成に配慮。
- ・大規模な工事(WTO対象工事等)についても地域JVを活用。

《地域JVで考えられる構成員の組み合わせ(例)》

- ・トンネル工事 : 一般土木(A) + 一般土木(C)
- ・堤防復旧工事 : 一般土木(C) + 一般土木(C)
- ・道路復旧工事 : 維持修繕 + 維持修繕 など

※平成28年熊本地震による災害復旧工事に係る案件に限る。

■「国道57号北側復旧ルート」の一部である「二重峠トンネル(仮称 延長約4km)」の工事に係る発注手続きにあたって、1日も早い復旧に向けて、設計段階から施工者独自のノウハウを取り入れる発注方式(技術提案・交渉方式(技術協力・施工(ECI※)タイプ))を採用 (※ECI: Early Contractor Involvementの略)

【位置図】



【期待される事項】

- ①設計と工事発注手続きを同時進行し、工事着手が半年以上前倒し
- ②施工者による設計段階からの施工計画の検討により、効率的に事業を推進

●通常の発注パターン



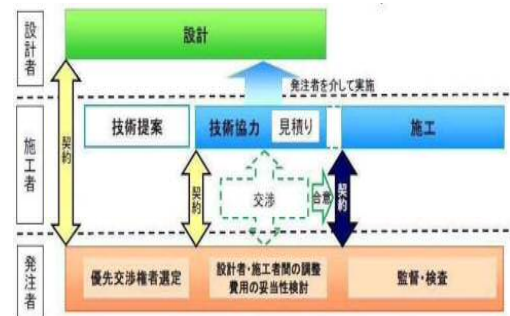
●技術協力・施工タイプ(ECI方式)



※九州地方整備局における一般的なタイプのトンネル工事と今回のケースを比較した場合
 ※短縮期間は現時点での想定であり、優先交渉者との交渉等により変わる可能性がある

【技術提案・交渉方式(技術協力・施工タイプ)について】

技術提案に基づき選定された優先交渉権者と技術協力業務の契約を締結し、別の契約に基づき実施している設計に技術提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結



九州地方整備局の発注見通し(発注事務所別)

平成28年11月1日現在

(単位:工事件数)

発注事務所 工事種別 工事規模	発注時期(公告時期)			総計
	平成28年度		平成29年度	
	第3四半期	第4四半期	第1四半期	
熊本河川国道事務所	33	9	0	42
一般土木工事	22	9		31
6,000万円以上 1億円未満	3	1		4
1億円以上 2億円未満	5	1		6
2億円以上 3億円未満	13	6		19
3億円以上 7億4,000万円未満	1	1		2
アスファルト舗装工事	1			1
2億円以上 3億円未満	1			1
セメント・コンクリート舗装工事	1			1
2億円以上 3億円未満	1			1
プレストレスト・コンクリート工事	2			2
1億円以上 2億円未満	2			2
維持修繕工事	6			6
3,000万円以上 6,000万円未満	1			1
1億円以上 2億円未満	4			4
2億円以上 3億円未満	1			1
通信設備工事	1			1
2億円以上 3億円未満	1			1
八代河川国道事務所	12	0	1	13
一般土木工事	9		1	10
1億円以上 2億円未満	8		1	9
2億円以上 3億円未満	1			1
アスファルト舗装工事	2			2
8,000万円以上 1億2,000万円未満	2			2
法面処理工事	1			1
2億円以上 3億円未満	1			1
菊池川河川事務所	10	1	0	11
一般土木工事	9	1		10
3,000万円以上 6,000万円未満	2			2
6,000万円以上 1億円未満	5			5
1億円以上 2億円未満	2	1		3
維持修繕工事	1			1
6,000万円以上 1億円未満	1			1
川辺川ダム砂防事務所	0	3	0	3
一般土木工事		1		1
1億円以上 2億円未満		1		1
維持修繕工事		2		2
3,000万円以上 6,000万円未満		2		2
立野ダム工事事務所	2	0	0	2
一般土木工事	2			2
3億円以上 7億4,000万円未満	2			2
筑後川ダム統合管理事務所	1	0	0	1
機械設備工事	1			1
3,000万円未満	1			1
熊本営繕事務所・営繕部	2	7	0	9
建築工事	2	7		9
3,000万円未満		1		1
6,000万円以上 1億円未満	1	4		5
1億円以上 2億円未満		2		2
3億円以上 7億4,000万円未満	1			1
総計	60	20	1	81

※九州地方整備局における平成28年度の発注見通し(当初予算、予備費、補正予算)について、下記公表資料を基に平成28年11月1日現在でとりまとめたものである。

・平成28年度九州地方整備局における工事及び業務の発注見通し公表(10月時点)について(H28. 10. 3発表)

・平成28年度九州地方整備局における工事及び業務の発注見通し公表(補正予算)について(H28. 10. 17発表)

※平成28年11月1日現在の予定であるため、実際に発注する工事が、上表の内容と異なる場合、または、掲載されない工事が発注される場合がある。

※工事規模は、別表の区分によるものとし、発注予定が無い区分については表示していない。

九州地方整備局の発注見通し(地域振興局管内別)

平成28年11月1日現在

(単位:工事件数)

施工地域(地域振興局管内) 工事種別 工事規模	発注時期(公告時期)			総計
	平成28年度		平成29年度	
	第3四半期	第4四半期	第1四半期	
熊本	14	9	0	23
一般土木工事	8	4		12
1億円以上 2億円未満	4	1		5
2億円以上 3億円未満	4	3		7
維持修繕工事	4			4
3,000万円以上 6,000万円未満	1			1
1億円以上 2億円未満	3			3
建築工事	1	5		6
6,000万円以上 1億円未満		3		3
1億円以上 2億円未満		2		2
3億円以上 7億4,000万円未満	1			1
通信設備工事	1			1
2億円以上 3億円未満	1			1
宇城	5	3	0	8
一般土木工事	4	2		6
6,000万円以上 1億円未満	1			1
2億円以上 3億円未満	3	2		5
維持修繕工事	1			1
1億円以上 2億円未満	1			1
建築工事		1		1
6,000万円以上 1億円未満		1		1
上益城	13	1	0	14
一般土木工事	8			8
6,000万円以上 1億円未満	2			2
1億円以上 2億円未満	1			1
2億円以上 3億円未満	5			5
アスファルト舗装工事	1			1
2億円以上 3億円未満	1			1
セメント・コンクリート舗装工事	1			1
2億円以上 3億円未満	1			1
プレストレスト・コンクリート工事	2			2
1億円以上 2億円未満	2			2
維持修繕工事	1			1
2億円以上 3億円未満	1			1
建築工事		1		1
3,000万円未満		1		1
菊池	4	1	0	5
一般土木工事	4	1		5
6,000万円以上 1億円未満	2	1		3
2億円以上 3億円未満	1			1
3億円以上 7億4,000万円未満	1			1
玉名	8	1	0	9
一般土木工事	7	1		8
3,000万円以上 6,000万円未満	2			2
6,000万円以上 1億円未満	3			3
1億円以上 2億円未満	2	1		3
維持修繕工事	1			1
6,000万円以上 1億円未満	1			1
鹿本	0	0	0	0

九州地方整備局の発注見通し(地域振興局管内別)

平成28年11月1日現在

(単位:工事件数)

施工地域(地域振興局管内) 工事種別 工事規模	発注時期(公告時期)			総計
	平成28年度		平成29年度	
	第3四半期	第4四半期	第1四半期	
阿蘇	3	2	0	5
一般土木工事	2	2		4
2億円以上 3億円未満		1		1
3億円以上 7億4,000万円未満	2	1		3
機械設備工事	1			1
3,000万円未満	1			1
八代	0	0	0	0
芦北	12	0	1	13
一般土木工事	8		1	9
1億円以上 2億円未満	7		1	8
2億円以上 3億円未満	1			1
アスファルト舗装工事	2			2
8,000万円以上 1億2,000万円未満	2			2
法面処理工事	1			1
2億円以上 3億円未満	1			1
建築工事	1			1
6,000万円以上 1億円未満	1			1
球磨	1	3	0	4
一般土木工事	1	1		2
1億円以上 2億円未満	1	1		2
維持修繕工事		2		2
3,000万円以上 6,000万円未満		2		2
天草	0	0	0	0
総計	60	20	1	81

※九州地方整備局における平成28年度の発注見通し(当初予算、予備費、補正予算)について、下記公表資料を基に平成28年11月1日現在でとりまとめたものである。

・平成28年度 九州地方整備局における工事及び業務の発注見通し公表(10月時点)について(H28. 10. 3発表)

・平成28年度 九州地方整備局における工事及び業務の発注見通し公表(補正予算)について(H28. 10. 17発表)

※平成28年11月1日現在の予定であるため、実際に発注する工事が、上表の内容と異なる場合、または、掲載されない工事が発注される場合がある。

※工事規模は、別表の区分によるものとし、発注予定が無い区分については表示していない。

(別表)

一般土木工事及び建築工事等(右側に掲げる工事を除く工事)		アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事	
3,000万円未満		3,000万円未満	
3,000万円以上 6,000万円未満		3,000万円以上 5,000万円未満	
		5,000万円以上 8,000万円未満	
6,000万円以上 1億円未満		8,000万円以上 1億2,000万円未満	
		1億2,000万円以上 2億円未満	
1億円以上 2億円未満		2億円以上 3億円未満	
2億円以上 3億円未満		3億円以上 7億4,000万円未満	
3億円以上 7億4,000万円未満		7億4,000万円以上 10億円未満	
7億4,000万円以上 15億円未満		10億円以上 20億円未満	
15億円以上 30億円未満			
30億円以上 50億円未満		20億円以上	
50億円以上			

熊本地震等復旧・復興工事等の発注見通し

九州森林管理局

【県全体】

(金額単位：百万円)

予算別	治山		林道		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H27災害	0	0	0	0	0	0
H28経常	0	0	2	18	2	18
H28災害	1	138	4	128	5	266
H28補正（二次）	2	55	4	138	6	193
合計	3	193	10	284	13	477

※工種別は土木一式

【森林管理署別】

(金額単位：百万円)

署別	治山		林道		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
熊本	2	177	5	190	7	367
熊本南部	1	16	5	94	6	110
合計	3	193	10	284	13	477

※1 発注件数、金額及び時期については、現段階での予定であり、災害査定や実施単価更正等により変動の可能性あり。

※2 H29以降の経常費は含まれない。

熊本地震等復旧・復興工事及び通常工事の発注見通し

県全体－1

金額単位：百万円

予算別	土木部		農林水産部		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24災害	(28)	2,117	(1)	150	(29)	2,267
H27災害	(4)	108	(0)	0	(4)	108
H28通常	(516)	11,273	(85)	3,569	(601)	14,841
H28災害	(1,511)	64,851	(179)	10,112	(1,690)	74,963
合計	(2,059)	78,349	(265)	13,831	(2,324)	92,179

金額単位：百万円

工種別	土木部		農林水産部		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
土木一式	(1,433)	57,393	(212)	10,237	(1,645)	67,630
建築一式	(24)	1,423	(3)	118	(27)	1,541
舗装	(297)	4,375	(5)	77	(302)	4,452
法面	(124)	6,364	(24)	1,973	(148)	8,337
橋梁補修	(74)	3,656	(1)	55	(75)	3,711
安全施設	(8)	262	(0)	0	(8)	262
鋼構造物	(11)	766	(4)	121	(15)	887
電気	(16)	366	(4)	337	(20)	703
管	(12)	505	(0)	0	(12)	505
その他	(60)	3,239	(12)	913	(72)	4,151
合計	(2,059)	78,349	(265)	13,831	(2,324)	92,179

金額単位：百万円

振興局別	土木部		農林水産部		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
熊本	(224)	10,432	(67)	2,378	(291)	12,810
宇城	(220)	3,975	(24)	1,245	(244)	5,220
上益城	(597)	21,541	(31)	1,792	(628)	23,333
菊池	(99)	2,648	(15)	614	(114)	3,262
玉名	(93)	1,574	(6)	81	(99)	1,655
鹿本	(48)	916	(2)	7	(50)	923
阿蘇	(481)	31,689	(72)	5,868	(553)	37,557
八代	(66)	1,687	(14)	961	(80)	2,648
芦北	(57)	1,072	(5)	225	(62)	1,297
球磨	(83)	1,138	(10)	295	(93)	1,433
天草	(91)	1,677	(19)	365	(110)	2,042
合計	(2,059)	78,349	(265)	13,831	(2,324)	92,179

※発注件数、金額及び時期については、現段階の予定であり、災害査定や実施単価更生等により変動の可能性有り。

※H28経済対策は含まれない。

※H29以降の通常費は含まれない。

※H28件数・金額はH29に繰り越す可能性がある。

県全体一2 熊本地震等復旧・復興工事及び通常工事の発注見通し

金額単位:百万円

	階層別	H28		H29以降		計	
		件数	金額	件数	金額		
土木一式	A1	3億円以上	(11)	4,058	(23)	(34)	14,260
	A1	7,000万円以上3億円未満	(167)	21,728	(52)	(219)	28,691
	A2	1,500万円以上7,000万円未満	(520)	16,574	(114)	(634)	19,871
	B、C	1,500万円未満	(625)	3,957	(133)	(758)	4,808
	小計		(1,323)	46,316	(322)	(1,645)	67,630
建築一式	A1	1億3,200万円以上	(2)	455	(0)	(2)	455
	A2	5,500万円以上1億3,200万円未満	(8)	583	(0)	(8)	583
	B	2,750万円以上5,500万円未満	(10)	395	(0)	(10)	395
	C	1,100万円以上2,750万円未満	(4)	88	(0)	(4)	88
	D	1,100万円未満	(3)	20	(0)	(3)	20
小計		(27)	1,541	(0)	(27)	1,541	
舗装	A	1,100万円以上	(153)	3,240	(16)	(169)	3,612
	B	330万円以上1,100万円未満	(111)	754	(7)	(118)	805
	C	330万円未満	(14)	32	(1)	(15)	35
	小計		(278)	4,026	(24)	(302)	4,452
法面			(109)	7,235	(39)	(148)	8,337
			(65)	3,284	(10)	(75)	3,711
橋梁補修			(8)	262	(0)	(8)	262
安全施設			(15)	887	(0)	(15)	887
鋼構造物			(20)	703	(0)	(20)	703
電気			(12)	505	(0)	(12)	505
管			(63)	2,088	(9)	(72)	4,151
その他			(1,920)	66,848	(404)	(2,324)	92,179
		合計					

※発注件数、金額及び時期については、現段階の予定であり、災害査定や実施単価更生等により変動の可能性有り。※H28経済対策は含まれない。※H29以降の通常費は含まれない。※H28件数・金額はH29に繰り越す可能性がある。

熊本地震等復旧・復興工事及び通常工事の発注見通し

【県央広域本部】

金額単位:百万円

予算別	土木部		農林(水産)部		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24災害	(14)	1,107	(0)	0	(14)	1,107
H27災害	(1)	81	(0)	0	(1)	81
H28通常	(29)	1,051	(16)	539	(45)	1,590
H28災害	(180)	8,193	(51)	1,839	(231)	10,032
合計	(224)	10,432	(67)	2,378	(291)	12,810

金額単位:百万円

階層別	H28		H29以降		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
土木一式	A1	3億円以上	(1)	336	(0)	0	(1)	336
	A1	7,000万円以上3億円未満	(42)	5,782	(3)	300	(45)	6,082
	A2	1,500万円以上7,000万円未満	(87)	3,018	(36)	980	(123)	3,998
	B、C	1,500万円未満	(72)	605	(0)	0	(72)	605
	小計		(202)	9,741	(39)	1,280	(241)	11,021
建築一式	A1	1億3,200万円以上	(1)	233	(0)	0	(1)	233
	A2	5,500万円以上1億3,200万円未満	(7)	503	(0)	0	(7)	503
	B	2,750万円以上5,500万円未満	(5)	202	(0)	0	(5)	202
	C	1,100万円以上2,750万円未満	(4)	88	(0)	0	(4)	88
	D	1,100万円未満	(2)	18	(0)	0	(2)	18
小計		(19)	1,044	(0)	0	(19)	1,044	
舗装	A	1,100万円以上	(2)	33	(0)	0	(2)	33
	B	330万円以上1,100万円未満	(4)	38	(0)	0	(4)	38
	C	330万円未満	(1)	2	(0)	0	(1)	2
	小計		(7)	73	(0)	0	(7)	73
法面		(7)	203	(0)	0	(7)	203	
橋梁補修		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
安全施設		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
鋼構造物		(2)	49	(0)	0	(2)	49	
電気		(1)	8	(0)	0	(1)	8	
管		(8)	364	(0)	0	(8)	364	
その他		(6)	48	(0)	0	(6)	48	
合計		(252)	11,530	(39)	1,280	(291)	12,810	

※発注件数、金額及び時期については、現段階の予定であり、災害査定や実施単価更生等により変動の可能性有り。※H28経済対策は含まれない。
 ※H29以降の通常費は含まれない。※H28件数・金額はH29に繰り越す可能性がある。

熊本地震等復旧・復興工事及び通常工事の発注見通し

【宇城地域振興局】

金額単位:百万円

予算別	土木部		農林(水産)部		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H27災害	(2)	21	(0)	0	(2)	21
H28通常	(21)	575	(4)	496	(25)	1,071
H28災害	(197)	3,380	(20)	749	(217)	4,129
合計	(220)	3,975	(24)	1,245	(244)	5,220

金額単位:百万円

階層別	H28		H29以降		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
土木一式	A1	3億円以上	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	A1	7,000万円以上3億円未満	(6)	493	(10)	767	(16)	1,260
	A2	1,500万円以上7,000万円未満	(56)	1,620	(27)	830	(83)	2,450
	B、C	1,500万円未満	(62)	373	(59)	375	(121)	748
	小計		(124)	2,486	(96)	1,972	(220)	4,458
建築一式	A1	1億3,200万円以上	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	A2	5,500万円以上1億3,200万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	B	2,750万円以上5,500万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	C	1,100万円以上2,750万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	D	1,100万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
小計		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
舗装	A	1,100万円以上	(9)	191	(0)	0	(9)	191
	B	330万円以上1,100万円未満	(1)	5	(0)	0	(1)	5
	C	330万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	小計		(10)	196	(0)	0	(10)	196
法面		(9)	205	(0)	0	(9)	205	
橋梁補修		(1)	10	(0)	0	(1)	10	
安全施設		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
鋼構造物		(1)	9	(0)	0	(1)	9	
電気		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
管		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
その他		(3)	343	(0)	0	(3)	343	
合計		(148)	3,249	(96)	1,972	(244)	5,220	

※発注件数、金額及び時期については、現段階の予定であり、災害査定や実施単価更生等により変動の可能性有り。※H28経済対策は含まれない。
 ※H29以降の通常費は含まれない。※H28件数・金額はH29に繰り越す可能性がある。

熊本地震等復旧・復興工事及び通常工事の発注見通し

【上益城地域振興局】

金額単位:百万円

予算別	土木部		農林(水産)部		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H27災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H28通常	(22)	692	(3)	252	(25)	944
H28災害	(575)	20,849	(28)	1,540	(603)	22,389
合計	(597)	21,541	(31)	1,792	(628)	23,333

金額単位:百万円

階層別	H28		H29以降		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
土木一式	A1	3億円以上	(10)	3,722	(0)	0	(10)	3,722
	A1	7,000万円以上3億円未満	(30)	4,921	(17)	1,809	(47)	6,730
	A2	1,500万円以上7,000万円未満	(81)	2,584	(33)	851	(114)	3,435
	B、C	1,500万円未満	(160)	786	(70)	440	(230)	1,226
	小計		(281)	12,013	(120)	3,100	(401)	15,113
建築一式	A1	1億3,200万円以上	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	A2	5,500万円以上1億3,200万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	B	2,750万円以上5,500万円未満	(2)	70	(0)	0	(2)	70
	C	1,100万円以上2,750万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	D	1,100万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
小計		(2)	70	(0)	0	(2)	70	
舗装	A	1,100万円以上	(60)	1,462	(16)	372	(76)	1,834
	B	330万円以上1,100万円未満	(36)	259	(7)	51	(43)	310
	C	330万円未満	(3)	8	(1)	3	(4)	11
	小計		(99)	1,729	(24)	426	(123)	2,155
法面		(29)	2,070	(38)	1,032	(67)	3,102	
橋梁補修		(9)	166	(10)	427	(19)	593	
安全施設		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
鋼構造物		(1)	22	(0)	0	(1)	22	
電気		(2)	177	(0)	0	(2)	177	
管		(1)	20	(0)	0	(1)	20	
その他		(3)	18	(9)	2,063	(12)	2,081	
合計		(427)	16,285	(201)	7,048	(628)	23,333	

※発注件数、金額及び時期については、現段階の予定であり、災害査定や実施単価更生等により変動の可能性有り。※H28経済対策は含まれない。
 ※H29以降の通常費は含まれない。※H28件数・金額はH29に繰り越す可能性がある。

熊本地震等復旧・復興工事及び通常工事の発注見通し

【玉名地域振興局】

金額単位:百万円

予算別	土木部		農林(水産)部		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H27災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H28通常	(54)	1,149	(6)	81	(60)	1,230
H28災害	(39)	425	(0)	0	(39)	425
合計	(93)	1,574	(6)	81	(99)	1,655

金額単位:百万円

階層別	H28		H29以降		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
土木一式	A1	3億円以上	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	A1	7,000万円以上3億円未満	(1)	100	(0)	0	(1)	100
	A2	1,500万円以上7,000万円未満	(26)	885	(0)	0	(26)	885
	B、C	1,500万円未満	(45)	265	(0)	0	(45)	265
	小計		(72)	1,250	(0)	0	(72)	1,250
建築一式	A1	1億3,200万円以上	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	A2	5,500万円以上1億3,200万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	B	2,750万円以上5,500万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	C	1,100万円以上2,750万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	D	1,100万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
小計		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
舗装	A	1,100万円以上	(7)	149	(0)	0	(7)	149
	B	330万円以上1,100万円未満	(6)	53	(0)	0	(6)	53
	C	330万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	小計		(13)	202	(0)	0	(13)	202
法面		(2)	17	(0)	0	(2)	17	
橋梁補修		(8)	157	(0)	0	(8)	157	
安全施設		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
鋼構造物		(1)	7	(0)	0	(1)	7	
電気		(2)	21	(0)	0	(2)	21	
管		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
その他		(1)	1	(0)	0	(1)	1	
合計		(99)	1,655	(0)	0	(99)	1,655	

※発注件数、金額及び時期については、現段階の予定であり、災害査定や実施単価更生等により変動の可能性有り。※H28経済対策は含まれない。
 ※H29以降の通常費は含まれない。※H28件数・金額はH29に繰り越す可能性がある。

熊本地震等復旧・復興工事及び通常工事の発注見通し

【鹿本地域振興局】

金額単位:百万円

予算別	土木部		農林(水産)部		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H27災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H28通常	(48)	916	(0)	0	(48)	916
H28災害	(0)	0	(2)	7	(2)	7
合計	(48)	916	(2)	7	(50)	923

金額単位:百万円

階層別	H28		H29以降		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
土木一式	A1	3億円以上	(0)	0	(0)	0
	A1	7,000万円以上3億円未満	(0)	0	(0)	0
	A2	1,500万円以上7,000万円未満	(8)	193	(0)	0
	B、C	1,500万円未満	(15)	126	(1)	10
	小計		(23)	319	(1)	10
建築一式	A1	1億3,200万円以上	(1)	222	(0)	0
	A2	5,500万円以上1億3,200万円未満	(0)	0	(0)	0
	B	2,750万円以上5,500万円未満	(0)	0	(0)	0
	C	1,100万円以上2,750万円未満	(0)	0	(0)	0
	D	1,100万円未満	(0)	0	(0)	0
小計		(1)	222	(0)	0	
舗装	A	1,100万円以上	(8)	165	(0)	0
	B	330万円以上1,100万円未満	(2)	13	(0)	0
	C	330万円未満	(0)	0	(0)	0
	小計		(10)	178	(0)	0
法面		(3)	11	(0)	0	
橋梁補修		(2)	22	(0)	0	
安全施設		(1)	14	(0)	0	
鋼構造物		(0)	0	(0)	0	
電気		(2)	46	(0)	0	
管		(1)	43	(0)	0	
その他		(6)	58	(0)	0	
合計		(49)	913	(1)	10	(50)

※発注件数、金額及び時期については、現段階の予定であり、災害査定や実施単価更生等により変動の可能性有り。※H28経済対策は含まれない。
 ※H29以降の通常費は含まれない。※H28件数・金額はH29に繰り越す可能性がある。

熊本地震等復旧・復興工事及び通常工事の発注見通し

【県北広域本部】

金額単位:百万円

予算別	土木部		農林(水産)部		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H27災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H28通常	(69)	1,419	(0)	0	(69)	1,419
H28災害	(30)	1,229	(15)	614	(45)	1,843
合計	(99)	2,648	(15)	614	(114)	3,262

金額単位:百万円

階層別	H28		H29以降		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
土木一式	A1	3億円以上	(0)	0	(2)	600
	A1	7,000万円以上3億円未満	(3)	285	(2)	294
	A2	1,500万円以上7,000万円未満	(29)	866	(10)	293
	B、C	1,500万円未満	(32)	200	(2)	23
	小計		(64)	1,351	(16)	1,210
建築一式	A1	1億3,200万円以上	(0)	0	(0)	0
	A2	5,500万円以上1億3,200万円未満	(0)	0	(0)	0
	B	2,750万円以上5,500万円未満	(0)	0	(0)	0
	C	1,100万円以上2,750万円未満	(0)	0	(0)	0
	D	1,100万円未満	(0)	0	(0)	0
小計		(0)	0	(0)	0	
舗装	A	1,100万円以上	(6)	117	(0)	0
	B	330万円以上1,100万円未満	(5)	45	(0)	0
	C	330万円未満	(0)	0	(0)	0
	小計		(11)	162	(0)	0
法面		(7)	240	(0)	0	
橋梁補修		(7)	78	(0)	0	
安全施設		(0)	0	(0)	0	
鋼構造物		(0)	0	(0)	0	
電気		(2)	124	(0)	0	
管		(1)	72	(0)	0	
その他		(6)	25	(0)	0	
合計		(98)	2,052	(16)	1,210	(114)

※発注件数、金額及び時期については、現段階の予定であり、災害査定や実施単価更生等により変動の可能性有り。※H28経済対策は含まれない。
 ※H29以降の通常費は含まれない。※H28件数・金額はH29に繰り越す可能性がある。

熊本地震等復旧・復興工事及び通常工事の発注見通し

【阿蘇地域振興局】

金額単位:百万円

予算別	土木部		農林(水産)部		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24災害	(14)	1,010	(1)	150	(15)	1,160
H27災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H28通常	(25)	585	(9)	408	(34)	993
H28災害	(442)	30,094	(62)	5,310	(504)	35,404
合計	(481)	31,689	(72)	5,868	(553)	37,557

金額単位:百万円

階層別	H28		H29以降		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
土木一式	A1	3億円以上	(0)	0	(21)	9,602	(21)	9,602
	A1	7,000万円以上3億円未満	(72)	8,975	(20)	3,793	(92)	12,768
	A2	1,500万円以上7,000万円未満	(152)	5,145	(7)	323	(159)	5,468
	B、C	1,500万円未満	(150)	1,036	(0)	0	(150)	1,036
	小計		(374)	15,155	(48)	13,719	(422)	28,874
建築一式	A1	1億3,200万円以上	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	A2	5,500万円以上1億3,200万円未満	(1)	80	(0)	0	(1)	80
	B	2,750万円以上5,500万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	C	1,100万円以上2,750万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	D	1,100万円未満	(1)	2	(0)	0	(1)	2
小計		(2)	82	(0)	0	(2)	82	
舗装	A	1,100万円以上	(28)	536	(0)	0	(28)	536
	B	330万円以上1,100万円未満	(38)	237	(0)	0	(38)	237
	C	330万円未満	(9)	21	(0)	0	(9)	21
	小計		(75)	794	(0)	0	(75)	794
法面		(29)	4,205	(0)	0	(29)	4,205	
橋梁補修		(14)	2,552	(0)	0	(14)	2,552	
安全施設		(3)	160	(0)	0	(3)	160	
鋼構造物		(4)	680	(0)	0	(4)	680	
電気		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
管		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
その他		(4)	210	(0)	0	(4)	210	
合計		(505)	23,838	(48)	13,719	(553)	37,557	

※発注件数、金額及び時期については、現段階の予定であり、災害査定や実施単価更生等により変動の可能性有り。※H28経済対策は含まれない。
 ※H29以降の通常費は含まれない。※H28件数・金額はH29に繰り越す可能性がある。

熊本地震等復旧・復興工事及び通常工事の発注見通し

【県南広域本部】

金額単位:百万円

予算別	土木部		農林(水産)部		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H27災害	(1)	6	(0)	0	(1)	6
H28通常	(46)	1,346	(13)	908	(59)	2,254
H28災害	(19)	335	(1)	53	(20)	388
合計	(66)	1,687	(14)	961	(80)	2,648

金額単位:百万円

階層別	H28		H29以降		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
土木一式	A1	3億円以上	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	A1	7,000万円以上3億円未満	(6)	563	(0)	0	(6)	563
	A2	1,500万円以上7,000万円未満	(23)	744	(0)	0	(23)	744
	B、C	1,500万円未満	(17)	131	(0)	0	(17)	131
	小計		(46)	1,438	(0)	0	(46)	1,438
建築一式	A1	1億3,200万円以上	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	A2	5,500万円以上1億3,200万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	B	2,750万円以上5,500万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	C	1,100万円以上2,750万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	D	1,100万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
小計		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
舗装	A	1,100万円以上	(11)	195	(0)	0	(11)	195
	B	330万円以上1,100万円未満	(1)	4	(0)	0	(1)	4
	C	330万円未満	(1)	1	(0)	0	(1)	1
	小計		(13)	200	(0)	0	(13)	200
法面		(3)	46	(0)	0	(3)	46	
橋梁補修		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
安全施設		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
鋼構造物		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
電気		(3)	142	(0)	0	(3)	142	
管		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
その他		(15)	822	(0)	0	(15)	822	
合計		(80)	2,648	(0)	0	(80)	2,648	

※発注件数、金額及び時期については、現段階の予定であり、災害査定や実施単価更生等により変動の可能性有り。※H28経済対策は含まれない。
 ※H29以降の通常費は含まれない。※H28件数・金額はH29に繰り越す可能性がある。

熊本地震等復旧・復興工事及び通常工事の発注見通し

【芦北地域振興局】

金額単位:百万円

予算別	土木部		農林(水産)部		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H27災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H28通常	(46)	925	(5)	225	(51)	1,150
H28災害	(11)	147	(0)	0	(11)	147
合計	(57)	1,072	(5)	225	(62)	1,297

金額単位:百万円

階層別	H28		H29以降		計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
土木一式	A1	3億円以上	(0)	0	(0)	0	
	A1	7,000万円以上3億円未満	(3)	271	(0)	0	
	A2	1,500万円以上7,000万円未満	(19)	546	(0)	0	
	B、C	1,500万円未満	(12)	74	(0)	0	
	小計		(34)	891	(0)	0	
建築一式	A1	1億3,200万円以上	(0)	0	(0)	0	
	A2	5,500万円以上1億3,200万円未満	(0)	0	(0)	0	
	B	2,750万円以上5,500万円未満	(0)	0	(0)	0	
	C	1,100万円以上2,750万円未満	(0)	0	(0)	0	
	D	1,100万円未満	(0)	0	(0)	0	
小計		(0)	0	(0)	0		
舗装	A	1,100万円以上	(10)	185	(0)	0	
	B	330万円以上1,100万円未満	(3)	19	(0)	0	
	C	330万円未満	(0)	0	(0)	0	
	小計		(13)	204	(0)	0	
法面		(7)	110	(0)	0		
橋梁補修		(4)	48	(0)	0		
安全施設		(0)	0	(0)	0		
鋼構造物		(0)	0	(0)	0		
電気		(1)	8	(0)	0		
管		(0)	0	(0)	0		
その他		(3)	36	(0)	0		
合計		(62)	1,297	(0)	0	(62)	1,297

※発注件数、金額及び時期については、現段階の予定であり、災害査定や実施単価更生等により変動の可能性有り。※H28経済対策は含まれない。
 ※H29以降の通常費は含まれない。※H28件数・金額はH29に繰り越す可能性がある。

熊本地震等復旧・復興工事及び通常工事の発注見通し

【球磨地域振興局】

金額単位:百万円

予算別	土木部		農林(水産)部		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H27災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H28通常	(72)	1,044	(10)	295	(82)	1,339
H28災害	(11)	94	(0)	0	(11)	94
合計	(83)	1,138	(10)	295	(93)	1,433

金額単位:百万円

階層別	H28		H29以降		計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
土木一式	A1	3億円以上	(0)	0	(0)	0	
	A1	7,000万円以上3億円未満	(2)	140	(0)	0	
	A2	1,500万円以上7,000万円未満	(20)	487	(0)	0	
	B、C	1,500万円未満	(31)	190	(0)	0	
	小計		(53)	817	(0)	0	
建築一式	A1	1億3,200万円以上	(0)	0	(0)	0	
	A2	5,500万円以上1億3,200万円未満	(0)	0	(0)	0	
	B	2,750万円以上5,500万円未満	(3)	123	(0)	0	
	C	1,100万円以上2,750万円未満	(0)	0	(0)	0	
	D	1,100万円未満	(0)	0	(0)	0	
小計		(3)	123	(0)	0		
舗装	A	1,100万円以上	(4)	63	(0)	0	
	B	330万円以上1,100万円未満	(9)	47	(0)	0	
	C	330万円未満	(0)	0	(0)	0	
	小計		(13)	110	(0)	0	
法面		(4)	48	(0)	0		
橋梁補修		(11)	113	(0)	0		
安全施設		(0)	0	(0)	0		
鋼構造物		(1)	10	(0)	0		
電気		(2)	74	(0)	0		
管		(1)	6	(0)	0		
その他		(5)	132	(0)	0		
合計		(93)	1,433	(0)	0	(93)	1,433

※発注件数、金額及び時期については、現段階の予定であり、災害査定や実施単価更生等により変動の可能性有り。※H28経済対策は含まれない。
 ※H29以降の通常費は含まれない。※H28件数・金額はH29に繰り越す可能性がある。

熊本地震等復旧・復興工事及び通常工事の発注見通し

【天草広域本部】

金額単位:百万円

予算別	土木部		農林(水産)部		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H27災害	(0)	0	(0)	0	(0)	0
H28通常	(84)	1,571	(19)	365	(103)	1,936
H28災害	(7)	106	(0)	0	(7)	106
合計	(91)	1,677	(19)	365	(110)	2,042

金額単位:百万円

階層別			H28		H29以降		計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
土木一式	A1	3億円以上	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	A1	7,000万円以上3億円未満	(2)	198	(0)	0	(2)	198
	A2	1,500万円以上7,000万円未満	(19)	486	(1)	20	(20)	506
	B、C	1,500万円未満	(29)	171	(1)	3	(30)	174
	小計		(50)	855	(2)	23	(52)	878
建築一式	A1	1億3,200万円以上	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	A2	5,500万円以上1億3,200万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	B	2,750万円以上5,500万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	C	1,100万円以上2,750万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	D	1,100万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
小計		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
舗装	A	1,100万円以上	(8)	144	(0)	0	(8)	144
	B	330万円以上1,100万円未満	(6)	35	(0)	0	(6)	35
	C	330万円未満	(0)	0	(0)	0	(0)	0
	小計		(14)	179	(0)	0	(14)	179
法面		(9)	80	(1)	70	(10)	150	
橋梁補修		(9)	138	(0)	0	(9)	138	
安全施設		(4)	88	(0)	0	(4)	88	
鋼構造物		(5)	110	(0)	0	(5)	110	
電気		(5)	103	(0)	0	(5)	103	
管		(0)	0	(0)	0	(0)	0	
その他		(11)	396	(0)	0	(11)	396	
合計		(107)	1,949	(3)	93	(110)	2,042	

※発注件数、金額及び時期については、現段階の予定であり、災害査定や実施単価更生等により変動の可能性有り。※H28経済対策は含まれない。
 ※H29以降の通常費は含まれない。※H28件数・金額はH29に繰り越す可能性がある。

熊本地震等復旧・復興工事及び通常工事の発注見通し(概数)

熊本市全体

金額単位:百万円

予算別	都市建設局その他		上下水道局		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H24災害	-	-	-	-	-	-
H27災害	-	-	-	-	-	-
H28通常	(223)	6,600	(106)	5,800	(329)	12,400
H28災害	(311)	10,300	(44)	7,100	(355)	17,400
合計	(534)	16,900	(150)	12,900	(684)	29,800

金額単位:百万円

工種別	都市建設局その他		上下水道局		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
土木一式	(169)	5,000	(68)	11,000	(237)	16,000
建築一式	(49)	4,400	(0)	0	(49)	4,400
舗装	(45)	1,100	(0)	0	(45)	1,100
法面	(3)	200	(0)	0	(3)	200
橋梁補修	(11)	200	(0)	0	(11)	200
安全施設	(7)	100	(0)	0	(7)	100
鋼構造物	(5)	1,500	(0)	0	(5)	1,500
電気	(14)	200	(10)	200	(24)	400
管	(32)	1,500	(3)	30	(35)	1,530
水道	(0)	0	(37)	700	(37)	700
造園	(22)	500	(0)	0	(22)	500
その他	(177)	2,200	(32)	970	(209)	3,170
合計	(534)	16,900	(150)	12,900	(684)	29,800

※発注件数、金額及び時期については、現段階の予定であり、災害査定や実施単価更生等により変動の可能性有り。

※H28経済対策は含まれない。

※H29以降の通常費は含まれない。

熊本地震等復旧・復興工事及び通常工事の発注見通し(概数)

金額単位:百万円

	階層別	H28		H29以降		計	
		件数	金額	件数	金額		
土木一式	A	(87)	13,800	(20)		(107)	13,800
	B	(43)	1,200	(5)		(48)	1,200
	C	(45)	600	(3)		(48)	600
	D	(62)	400	(1)		(63)	400
	小計	(237)	16,000	(29)	5,500	(266)	21,500
建築一式	A	(11)	3,630	(11)		(22)	3,630
	B	(24)	700	(36)		(60)	700
	C	(14)	70	(6)		(20)	70
	小計	(49)	4,400	(53)	4,500	(102)	8,900
舗装	A	(20)	750	(0)	0	(20)	750
	B	(19)	300	(0)	0	(19)	300
	C	(6)	50	(0)	0	(6)	50
	小計	(45)	1,100	(0)	0	(45)	1,100
法面		(3)	200	(0)	0	(3)	200
橋梁補修		(11)	200	(0)	0	(11)	200
安全施設		(7)	100	(0)	0	(7)	100
鋼構造物		(5)	1,500	(0)	0	(5)	1,500
電気		(24)	400	(0)	0	(24)	400
管		(35)	1,530	(0)	0	(35)	1,530
水道		(37)	700	(20)	200	(57)	900
造園		(22)	500	(0)	0	(22)	500
その他		(209)	3,170	(36)	1,300	(245)	4,470
	合計	(684)	29,800	(138)	11,500	(822)	41,300

※発注件数、金額及び時期については、現段階の予定であり、災害査定や実施単価更生等により変動の可能性有り。

※H28経済対策は含まれない。

※H29以降の通常費は含まれない。

【議題2】

「建設産業の現状と課題」

(熊本県建設業協会)

建設産業の現状と課題

一般社団法人熊本県建設業協会

1 県内建設業の現状

- ・ 各地域の建設業者は、地震発生直後から、人命救助支援や道路等ライフラインの応急復旧に対応してきた。また、震災後の梅雨前線豪雨においても、緊急出動して応急対策を行うなど、震災の復旧・復興事業の対応とともに、地域住民の安心・安全の確保のため地域建設業として使命感をもち、地域の復旧・復興に鋭意取り組んでいるところ。
- ・ 私ども建設業協会としても、「オール熊本」の体制で復旧・復興事業に取り組むこととしているが、公共工事の急激な減少による競争激化のなか各建設企業が人員削減を図り、徹底したスリム化により会社経営を維持してきたという実態があり、現在も各企業とも厳しい経営環境におかれている。
- ・ 国、県、市町村の膨大な災害復旧工事が短期間に同時に発注された場合、各企業とも、技術者の不足や現場作業員の確保ができないこと、また、労務費・資機材の経費の高騰により積算価格が予定価格を上回ることなどを理由に入札の不調・不落が発生することも予想される。
- ・ 10月末の西日本保証株式会社の県内の公共工事動向によると、請負額前年度比で国が215%、県が100%、政令市が42%、市町村が110%となっており、合計で110%と前年の1割増し程度の発注状況となっている。
- ・ 現在、国が権限代行として実施している熊本高森線(俵山トンネル)工区の年内開通に向け、本協会として全力で取り組んでいるが、応援体制を組むにあたり県内全域での施工班の不足が発生していることが判明した。
- ・ 協会内の聞き取りによると、県・市町村の災害復旧工事が本格的に発注され

ていない現状でも、県内各地の現場での施工班の人手不足とダンプトラック・オペレーター及び運転手がひっ迫した状況が顕在化している。これは、被災地で実施されている倒壊家屋の公費解体や民間の補修工事等に相当数のダンプトラックや人手を取られていると考えられる。

- ・ 公費解体については、解体工事業協会を中心に本会も協力体制をとり、建設業者も参加し県下市町村で実施されている。本協会としては、今後の本格的な災害復旧工事に備えるよう指示するとともに、併せて現場での作業員の確保を図るよう依頼している。
- ・ 今後、県、市町村の本格的な発注が始まるが、既に、不調・不落が発生し始めており、本会としても、復旧・復興が円滑に進められるとともに、併せて、地元建設産業として将来に亘り経営が安定・継続でき、地域経済の担い手と地域の安全・安心の守り手として活躍していくことが大切と考えているので、復旧・復興工事における次の課題が解決されることを希望する。

2 復旧・復興工事の円滑な推進のための課題

(1) 過去に類をみない膨大な工事量

県の公表によると熊本地震の被害は、住宅被害が17万棟で2兆300億円、公共土木施設及び農林水産施設被害で約4千2百億円、被害全体で3兆7千億となっている。近年の大災害では平成24年の熊本大水害の被害が全半壊や床下浸水まで含め3千4百棟、公共土木施設・農林水産施設で6百億円の被害となっている。その熊本大水害の復旧も4年を経過した今、阿蘇黒川地区、熊本白川地区で最盛期を迎えているのが現状である。この類をみない熊本地震の被害からの復旧・復興を担う建設業界としても、従来からの発注方法では、スリム化した業界の実態から、非常に厳しい状況に陥るのではないかと危惧している。早期の復

旧・復興を図るためにも、発注機関と連携した施工確保対策の検討する必要がある。

(2) 国の2次経済対策補正予算の影響

10月、経済対策補正予算が国土交通省及び農林水産省の直轄及び補助事業で500億を超える額が県内に配分されることが決定された。経済対策のため年度内発注が見込まれ、復旧工事の本格発注と重なることになる。協会としては、被災地以外からの入札参加を促進するため、復興JV及び遠隔地からの労働者確保の費用算入等の制度を県に整備してもらったが、各地での経済対策工事のため被災地外からの入札参加が難しくなる。

(3) 熊本県復旧・復興工事受発注者間情報連絡会議の効果的な活用

災害復旧復興事業の全体事業量やスケジュールに関する情報の共有化と事業推進に向けた課題解決を行うこととしているが、協会としても、会員の余裕技術者情報を逐次情報提供する予定としている。情報の共有のみならず、協会としては国、県、市町村において、労働者不足や資材高騰を招かないような発注時期の調整が行われる等、その効果的な活用が望まれる。

(4) 災害復旧事業の発注の平準化と復旧期間の延長

県・市町村の災害復旧事業は、概ね3年間の事業となっているが、今回の熊本地震後の梅雨前線豪雨の影響により、災害査定が年末まで実施されており、現年災の発注も年明け後になる見込みである。そのため発注が平成29年に集中することとなり、経済対策とあわせて膨大な工事が県内で実施されることになる。発注の平準化とともに事業年度の延長についても検討願いたい。

(5) 復旧・復興事業における適切な経費設定

先の東日本大震災において様々な復旧・復興の施工確保対策がなされており、本県震災においても同様の事態が予想されるので、復興事業にあたる建設事業

者が安心して受注できるよう、適切な利潤を確保できるための対策が望まれる。

国及び県においては、既に①遠隔地からの資材調達に係る費用の算入及び遠隔地からの労働者確保に要する費用の算入、②点在する工事に係る間接費の算定方法の変更等が実施されたが、市長村においても、同様の措置がなされることが望まれる。また、今後、不調・不落が多数発生する状況になった場合は、共通仮設費及び現場管理費率の補正(復興係数)の採用とともに、設計労務単価及び資材単価について実勢価格の変動に合わせた逐次改定の実施が望まれる。

(6) 施工体制の確保

災害査定が年内一杯までかかったため、現年災の予算消化をめざし、年明け後、県・市町村ともに年度末に向け一斉に発注されることになる。各地域の建設業としても、受注する後に一斉に施工体制を確保するため、限られた人材のなかで獲得競争がおり、現場が稼働しない状況が発生するおそれがある。発注者としても、入札時において施工体制の確保の確認等の措置も検討をお願いしたい。

(7) 市町村と地域建設業協会(組合)との情報の共有

市町村においても、早期復旧の観点から集中的な発注が予想され、労働者不足や資機材の不足が労働者の確保費用や資材機材の価格上昇を招くことも予想されることから、発注情報の共有が望まれる。

【議題3】

「建設資機材や労働力の確保に関する現状と課題」

(九州地方整備局)

「平成28年度 建設資材対策九州地方連絡会（臨時熊本地震関係会議）」
の開催について

平成28年熊本地震に伴う今後の復旧・復興工事の円滑な実施に備え、建設資材の需要見通しや動向、建設資材をとりまく諸問題等について情報交換等を行うため、九州地方整備局、熊本県、熊本市、資材業団体及び建設業団体で構成する連絡会を開催します。

なお、連絡会は、平成28年6月21日の開催予定から急遽延期しておりますが、今回改めて開催します。また、今回は、連絡会構成機関の内、平成28年熊本地震の関係機関を対象とした臨時開催となります。（連絡会構成機関：別紙-1のとおり）

記

開催日：平成28年 7月11日（月曜日）

開催時間：14:30～16:30

開催場所：熊本県建設会館 5階大会議室

会議内容：1. 熊本地震に伴う被災状況及び当面の対応について
2. 熊本県における建設資材需給価格動向・建設労働者需給動向について
3. 熊本地震に伴う被害を踏まえた資材供給体制への影響について
4. 熊本地震に伴う被害を踏まえた施工体制への影響について

留意事項：本会議の開催は可能です。また、連絡会終了後、記者レクを行う予定です。

九州地方整備局 電話番号：092-471-6331（代表）、092-476-3546（直通）
九州地方整備局 企画部 技術管理課 竹下 真治（内線3311）
課長補佐 大波多 昌志（内線3314）

（別紙-1）

建設資材対策九州地方連絡会

【構成機関】

発注機関：国土交通省九州地方整備局

熊本県

熊本市

福岡県

佐賀県

長崎県

大分県

宮崎県

鹿児島県

福岡市

北九州市

※平成28年熊本地震に伴う臨時開催であり、〔 〕書きの機関は今回参加しません。

建設業者団体：（一社）日本建設業連合会 九州支部

（一社）日本道路建設業協会 九州支部

九州建設業協会

資材業者団体：特定非営利活動法人九州コンクリート製品協会

（一社）コンクリートポータル・パイル協会 九州支部

全国ヒューム管協会 九州支部

（公社）全国土木コンクリートブロック協会 九州地区連絡協議会

（一社）日本砕石協会 九州地方本部

（社）日本砂利協会 九州支部

全国コンクリート工業組合連合会 九州地区本部

（一社）日本アスファルト合材協会 As 合材九州地方連絡協議会

九州ボクスクラスカルネート協同組合

オブザーバー：国土交通本省 土地・建設産業局 建設市場整備課

平成28年6月20日
国土交通省九州地方整備局
(一社)建設産業専門団体連合会

【平成28年熊本地震関係】

「復旧事業円滑化官民ネットワーク」の設置について

～熊本地震被災地の早期復興を目指して専門工事業団体等と連携～

国土交通省は、熊本地震で被災した地域の復旧・復興に向けて、今後不足が懸念される建設資材及び人手の需給状況に関するきめ細かい情報を得て、今後の復旧・復興の支援を図るため、地元専門工事業団体等との「復旧事業円滑化官民ネットワーク」を設置しました。

国土交通省が情報共有のために連携を図る参加団体は、「解体業」、「とび」、「瓦」、「板金」、「内装（室内工事）」、「左官」、「塗装」等の専門工事業団体で、いずれも急がれる復旧・復興に欠かせない団体です。

建設資材及び人材の需給状況並びに懸念される事項などの現状と今後の見込みについて、熊本県内において需給の逼迫が懸念されるところもに、随時情報交換を実施、調査結果に応じ、業界団体による把握態勢の充実・強化に対する支援を行い、人手・資材不足対策に取り組む、円滑な復旧・復興に資するものです。

また、既に設置している製品業団体や建設業団体等で構成される「建設資材対策九州地方連絡会」の場を積極的に活用し、取り組んでまいります。

なお、連携を図る団体等については、今後必要に応じて拡充を図ることとします。

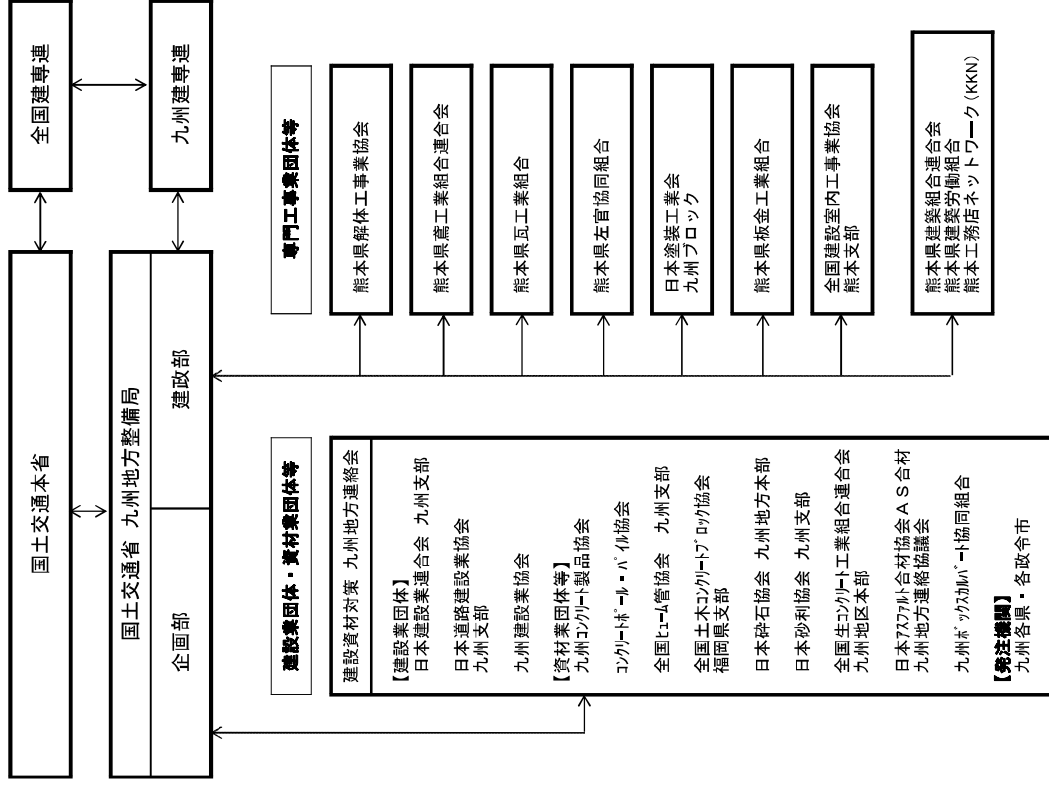
《当面の活動内容》

- ・資材及び労働力の需給状況（現状及び今後の見通し）把握
- ・国土交通本省・局内関係部署及び関係機関との連携・情報共有

〈問い合わせ先〉

国土交通省九州地方整備局
建設産業課長 重松 潔 Tel. 092-409-4201（内線 6141）
企画部 技術管理課長 竹下 真治 Tel. 092-476-3546（内線 3311）

「復旧事業円滑化官民ネットワーク」



総行第173号
国土入企第17号
平成28年8月31日

熊本県土木部長 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における
予定価格の適切な設定等について

公共工事の予定価格の適切な設定については、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行第19号・国土入企第15号）等において、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うことを、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第20条第2項に基づき要請してきたところ

です。被災地域では、調達環境の変化や作業条件の制約等により、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でない場合が考えられることから、積極的に見積りを活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めるようお願いいたします。

また、工事費の積算に当たっても、直接工事費の材料単価の変動については、単品スライド条項を適切に実施するとともに、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めるようお願いいたします。

貴県におかれましては、貴県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いいたします。

総行第173号
国土入企第17号
平成28年8月31日

熊本市総務局長 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

平成28年熊本地震の被災地域での建設工事等における
予定価格の適切な設定等について

公共工事の予定価格の適切な設定については、「公共工事の円滑な施工確保について」（平成28年1月22日付け総行第19号・国土入企第15号）等において、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うことを、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）第20条第2項に基づき要請してきたところ

です。被災地域では、調達環境の変化や作業条件の制約等により、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でない場合が考えられることから、積極的に見積りを活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めるようお願いいたします。

また、工事費の積算に当たっても、直接工事費の材料単価の変動については、単品スライド条項を適切に実施するとともに、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更など、適切な支払いに努めるようお願いいたします。

国土入企第 1 2 号
平成 28 年 1 月 20 日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

技能労働者への適切な賃金水準の確保について

本日、平成 28 年 2 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定・公表され、本年度当初の労務単価と比べ、全国平均で 4.9%、被災三県（岩手県・宮城県・福島県）の平均では 7.8%の上昇となつたところです。これにより、平成 24 年度の労務単価と新労務単価を比べると、全国平均で 34.7%、被災三県の平均では 50.3%の上昇となります。

ご承知のとおり、平成 26 年 6 月 4 日、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）が改正され、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等の改正が行われ、公共工事品質確保法において、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保が基本理念として追加されたところです。

国土交通省としても、技能労働者の育成・確保には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、これまでの三度におたる公共工事設計労務単価の引き上げ（平成 25 年 4 月、平成 26 年 2 月及び平成 27 年 2 月）の際には、その都度、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成 25 年 3 月 29 日付け国土入企第 36 号、平成 26 年 1 月 30 日付け国土入企第 28 号及び平成 27 年 1 月 30 日付け国土入企第 26 号）を発出するとともに、国土交通大臣又は副大臣が建設業団体四団体に対し、技能労働者に係る適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底等を直接要請してきたところでした。

また、多くの建設業団体においても、技能労働者に対する適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等について決議が行われる等、現場の技能労働者の処遇が改善されるよう、業界を挙げて取り組んでこられていたと承知しております。

引き続き貴団体におかれては、本日付の新労務単価の上昇が確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されるよう、

貴団体傘下の建設業者に対して、これまで要請してきた事項及び法改正の趣旨を踏まえ、下記の措置を講じるなど適切に対応するよう改めて周知徹底をお願い致します。

また、別添 1 のように、各都道府県及び各政令指定都市あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 技能労働者への適切な水準の賃金の支払い

公共工事品質確保法においては、公共工事の受注者は、基本理念の通り、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めること（第 8 条第 1 項）、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること（第 8 条第 2 項）等が受注者の責務として位置づけられている。

公共工事設計労務単価の上昇は、直接的には発注者が積算する予定価格の上昇につながるが、これを技能労働者の処遇改善につなげるためには、建設業界全体が一定の共通認識を持った上で、取組を進める必要がある。このため、元請業者においては適切な価格での下請契約の締結を徹底するとともに、下請業者に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請する等の特段の配慮をすること。また、専門工事業者においては、雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

2. インフレスライド条項の適用等について

- 国土交通省の直轄工事では、本日付の新労務単価の上昇を受け、別添 2 のとおり、
- ① 一定の既契約工事について、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安体第 711 号、国空安企第 523 号、国北予第 36 号）1.（1）及び 2. から 8. まで（4.（3）を除く。）の規定を準用する
 - ② 平成 28 年 2 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、本年度当初の労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく請負代金額に変更する

こと等とし、地方公共団体に対しては、別添 1 の 2. のとおり適切な運用を要請したところである。そのため、これらの取扱いにより請負代金額が変更された場合は、1. の趣旨の通り、元請業者と下請業者の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応すること。

3. 法定福利費の適切な支払いと社会保険等への加入徹底に関する指導について

新労働単価においても、引き続き、技能労働者が社会保険等に加入するために必要な法定福利費相当額（本人負担分）が勘案されているほか、既に平成24年4月に行われた現場管理費率式の見直しにより、事業主が負担すべき法定福利費相当額についても、適切に予定価格に反映されるよう措置されている。

これを踏まえ、元請業者においては、受注時における適正な法定福利費の確保に努めるとともに、下請業者が自ら負担しなければならぬ法定福利費を適正に見積り、元請業者に提出できるよう、下請業者に対し、見積条件に明示すること等により法定福利費を内訳明示した見積書の提出を働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して法定福利費相当額（事業主負担分及び本人負担分）を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。また、下請業者においては、注文者（元請業者又は直近上位の下請業者）に対して標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請業者に対しても法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、それを尊重すること。加えて、自ら雇用する技能労働者に対し、法定福利費相当額（本人負担分）を適切に含んだ額の賃金を支払い、その使用する労働者を法令が求める社会保険等に加入させること。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。平成26年9月30日最終変更。）においては、「法令に違反して社会保険に加入していない建設業者について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等が必要な対策を講ずるものとする」ほか、「元請業者に対し社会保険未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険未加入業者を承認した際に建設業許可行政庁又は社会保険担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする」こととされており、他の公共工事発注機関にもこれらの措置を講ずるよう要請しているもので、ご留意願いたい。

4. 若年入職者の積極的な確保

若年労働者の処遇改善により若年入職者を確保した企業が円滑な技能承継を通じて成長していくことができるという健全な循環を形成することができるよう、新労働単価の上昇を若年労働者の賃金引き上げと社会保険等への加入につなげ、処遇改善を一層進めることによつて、若年入職者の確保を更に積極的に推進すること。

5. ダンピング受注の排除

近年のダンピング受注による下請業者へのしわ寄せが、技能労働者の賃金水準の低下等の処遇悪化を招き、これが若年労働者の確保に大きな支障となっている事態を改善す

るためには、発注者から元請業者、下請業者を通じて技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる資金が適切に支払われることが重要である。

このため、適正な額による契約締結を徹底し、ダンピング受注を排除することにも、建設業法第19条の3に規定されているとおり、自己の取引上の地位を不当に利用して、工事の施工に通常必要と認められる原価に満たない金額での契約を締結してはならないことについて、改めて徹底すること。

6. 消費税の適切な支払い

平成26年4月1日の消費税の引き上げに関連して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が施行されたところである。引き続き、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法を遵守し、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払いを行うこと。

国官会第1918号
平成28年10月18日

特定措置適用地域（被災地域が属する県）の執行
を行う本省、直轄機関の支出負担行為担当官あて

大臣官房会計課長

被災地域における平成28年度の事故繰越事務手続について

標記について、財務省主計局司計課長より別紙（平成28年10月14日付け事務連絡
第3530号）のとおり通知があったので、東日本大震災復興特別会計予算で措置さ
れた事業等の平成28年度における事故繰越事務手続については、当該通知に基づ
き遺漏なきよう適切に対処願いたい。

事務連絡第3530号
平成28年10月14日

国土交通省大臣官房会計課長 殿

財務省主計局
司計課長 高 秀樹^高

被災地域における平成28年度の事故繰越事務手続について

被災地域における東日本大震災復興特別会計予算（同特別会計か
らの繰入経費を含む）で措置された事業等の平成28年度における事
故繰越事務手続については、別紙により対応をしていただきますよ
う、よろしくお願いたします。

また、繰越手続に関する事務を委任している貴管下職員等に対し、
周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

(別紙)

被災地域における平成 28 年度の事故繰越事務手続について

東日本大震災からの被災地の復興を着実に進めるため、復興事業の円滑な執行に資するよう、東日本大震災復興特別会計予算（同特別会計からの繰入経費を含む）で措置された事業及び熊本地震に伴う工事遅延等のため、翌年度に繰り越す必要がある事業の事故繰越に係る事務手続について、下記のとおり特例措置を講じることとする。

記

1. 対象経費

- (1) 東日本大震災復興特別会計予算（同特別会計からの繰入経費を含む）で措置された事業を対象とする。
- (2) 熊本地震に伴う工事遅延等のため、翌年度に繰り越す必要がある事業を対象とする。

2. 理由書

従来、事業概要・事故繰越に至った経緯、今後の見通し、その他参考となる事項について詳細な理由書を作成しているところであるが、必要最低限の事項を簡潔に記載する様式(別紙1)により作成し提出すること。

3. 理由書における事故事由

- 事故事由の記載に当たっては、
- ・過去の事例や被災地域の状況等を踏まえ、類型化・定型化した例文

- ・被災地域における状況を整理した「参考情報」を「参考資料集」(別紙2)として取りまとめたので参考にされたい。

4. 審査表

審査表の提出は省略とする。

5. 財務局等の審査に必要な資料

従来、財務局等の審査に必要な資料として作成していた事業の概要、工程、位置図、契約、事故要因等に関する資料の提出は省略とする。

なお、これらの資料について新たな作成は要しないが、既存の資料については事業終了後3年を目処に保存願いたい。

6. 財務局ヒアリング

財務局ヒアリングは行わない。

7. 特例措置適用地域

- (1) 東日本大震災により、甚大な被害が発生した被災地域が属する以下の各県とする。
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県
- (2) 熊本地震により、甚大な被害が発生した被災地域が属する以下の各県とする。
熊本県及び大分県

8. その他

- (1) 各省各庁は、繰越手続に関する事務を委任している各自治体等と緊密な連絡をとり、事務手続きが円滑に行われるよう必要な支援等を行うこととする。
- (2) 財務省会計センターは、官庁会計システムの繰越計算書の入力に関して、申請者への支援を行うこととする。

【議題4】

「発注情報の一元化」

(九州地方整備局)

発注情報の一元化について

発注見通しの一元化へ向けた取り組み

【現状】

- 発注機関の多くはインターネットで発注見通しを公表。
- 公表は発注機関毎(各地域の局・事務所単位)で実施。
- 公表内容・公表(更新)時期も発注機関で異なっている。

【熊本地震により】

- 地震により被災した施設の復旧・復興工事の発注が今後本格化し、各発注機関において相当量の工事発注が予想される。
- 建設資機材や労働力不足が懸念される。

【受注者からは】

- 公表内容・公表(更新)時期が発注機関で異なるため、一元的な情報把握が難しく、地域単位での発注予定を把握する場合、時間と手間を要している。
- より計画的な技術者の配置、資機材の調達をしやすいようにするため、発注見通しの公表を希望。

○熊本地震により被災したインフラの復旧・復興工事を円滑に進めるために、各発注機関それぞれで公表している発注見通しを統合して公表することにより、受注者が技術者・技能者の配置等を計画的に行いやすい環境を整えることができる。

○熊本地震等復旧・復興工事情報連絡会議において、各発注機関の発注見通しの全容が把握できるよう「発注見通しの一元化」を図り公表する取り組みを実施して参りたい。

【運用指針本文】

(発注や施工時期等の平準化)

地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会や地方公共工事契約業務連絡協議会等(以下「地域発注者協議会等」という。)を通じて、各発注者が連携し、発注者の取組や地域の実情等を踏まえ、**発注見通しについて地区単位等で統合して公表するよう努める**。また、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、工事完成時期の年度末への集中を避けることなど予算執行上の工夫や、建設資材や労働者の確保等の準備のための工事着手までの余裕期間の設定といった契約上の工夫等を行うとともに、工事の性格、地域の実情、自然条件、週休2日の確保等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、発注・施工時期等の平準化に努める。

【解説】

発注見通しについて地区単位等で統合して公表

各発注機関それぞれで公表している発注見通しを統合して公表すること等により、受注者が技術者・技能者の配置等を計画的に行いやすい環境を整えることができる。

国土交通省をはじめ国の機関・都道府県等の発注見通しについてはポータルサイトにより、共有化されている。また、一部発注者においては、発注見通しの更新頻度を高める取組を実施されている(例えば、国土交通省では四半期毎に発注見通しを更新)。

特に、**東北地方においては、技術者・技能者の配置等を行いやすい環境を整備するため、東北地方整備局や東北農政局等の国の機関及び県や市等の地方公共団体は、建設業者が発注見通しの全容を把握できるように、平成25年11月から各機関の発注見通し(発注時期、予定工期、工種、事業規模、施工場所)を統合して地区毎に公表されている**。

発注見通しの一元化へ向けた取り組み(現状)

ポータルサイトの運用状況

九州ブロック発注者協議会では、各発注機関の発注見通しについて、ポータルサイトにより、共有化(リンク)を図っている状況である。

ポータルサイトよりリンク先機関の発注情報を閲覧可能であるが、発注見通しの情報は各発注期間毎に閲覧する必要がある。

九州地方整備局ホームページ
URL: <http://www.qsr.mlit.go.jp/>

クリック **発注予定情報**
(九州管内の主な発注機関)

『発注予定情報』について

「発注見通し」について、以下の各機関の公表サイトにリンクします。

【国】

- ◆国土交通省 九州地方整備局
- ◆環境省 九州地方環境事務所(H26.7.25~)
- ◆警察庁 九州管区警察局長(H27.2.9~)
- ◆財務省 長崎税関(H28.3.3~)
- ◆国土交通省 海上保安庁 第七管区海上保安本部(H28.3.3~)
- ◆防衛省 九州防衛局(H28.3.3~)

【県・政令市】

- ◆福岡県
- ◆佐賀県
- ◆熊本県
- ◆大分県
- ◆鹿児島県
- ◆北九州市
- ◆福岡市

【独立行政法人等】

- ◆西日本高速道路株式会社(H26.7.11~)
- ◆国立大学法人 九州大学(H26.11.28~)
- ◆国立大学法人 大分大学(H26.12.15~)
- ◆国立大学法人 福岡教育大学(H27.4.10~)
- ◆国立大学法人 高崎大学(H27.11.10~)
- ◆独立行政法人 都市再生機構 九州支社(H27.11.10~)
- ◆農林水産省 九州農政局(H26.7.11~)
- ◆財務省 福岡財務支局(H26.11.28~)
- ◆財務省 九州財務局(H28.3.3~)
- ◆財務省 福岡国税局(H28.3.3~)
- ◆独立行政法人 水資源機構(H26.7.11~)
- ◆国立大学法人 佐賀大学(H26.7.11~)
- ◆国立大学法人 九州工業大学(H27.2.5~)
- ◆国立大学法人 長崎大学(H27.11.10~)
- ◆国立大学法人 鹿児島大学(H28.3.3~)

▼各機関における九地整HPへのリンク状況

各機関	九地整HPへのリンク機関数	機関数
国の機関	9	16
独法等	3	6
国立大学法人	8	9
県	7	7
政令市	3	3
合計	30	41

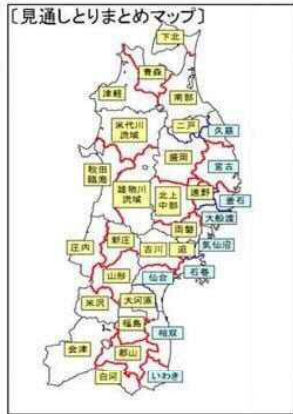
▼市町村における各県HPへのリンク状況

県名	各県HPへのリンク市町村数	市町村数(政令市除く)
福岡県	0	58
佐賀県	14	20
長崎県	19	21
熊本県	16	44
大分県	14	18
宮崎県	26	26
鹿児島県	1	43
合計	90	230

東北地方発注者協議会では、国、県、市町村等の「発注見通しとりまとめ版」を平成25年11月1日より運用開始

■取り組み状況

- ・国、県、市町村等の公表内容をまとめて掲載し内容も充実
- ・東北を32地区に分けて発注見通しをとりまとめ



236機関(約9割)が参加
【H28. 9更新時点】

サイト名 : 東北地方整備局

URL :

<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/koukyokouji/hacchusyakyougikai/mitoshimap.htm>

【各地区のページ】

※○○地区の発注見通し

○○地区とは、○○市、○○町、○○村を含む地区です。

※ 平成25年11月1日以降に公表(指名)する見込みの工事を掲載しています。
※ 予定価格が200万円以上の土木、建築の工事を掲載しています。
※ プレコンクリート工事業、関係工事業については、東北地方整備局発注工事のみ記載しています。
※ 下記の発注機関の発注見通しについては掲載されておりません。また他に掲載のない発注機関は工事発注予定がありません。

発注機関名 : ○○市、○○町

※ ここに掲載する内容は、平成25年11月1日現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの記載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。
また、主要建設費見込み費は、公示時点の概算の見込み数値であり、公表後変更することがあります。
※ 掲載している内容等のお問い合わせについては、各発注機関へお問い合わせください。

○有発注機関の見通し公表ページはこちら(詳細については、こちらをご覧ください。)

東北地方整備局	東北財政局	東北地方建設事務所	○○市
東北建設局	仙台建設局	建設事務所	○○町
東北建設局	宮城県建設局	建設事務所	○○村
仙台高等裁判所	東北運輸局	東北電力	OM

■土木

発注機関名	発注機関種別	工事名称	工事種別	工事種別	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概算	概算工事規模	備考
国土交通省東北地方整備局	○○○	国道○○線○○区間下り側工事	○○○	○○○	一般競争入札	一般土木工事	平成25年○○月	約○○ヶ月	建設工事(道路工事)生活圏改善事業(1)区間○○-○○約6000m3	3000㎡8000万円	建設費は、○単位の参加を可能とする予定です。
○○県	○○○	一般国道○○線○○区間改良工事	○○○	○○○	一般競争入札	一般土木工事	平成25年○○月	約○○ヶ月	建設工事、V=8,900m3	1000㎡1500万円	
○○市	○○○	○○地区河川改修工事	○○○	○○○	指名競争入札	土木工事	平成25年○○月	○日	建設工事一式		

■建築

発注機関名	発注機関種別	工事名称	工事種別	工事種別	入札契約方式	工事種別	入札予定時期	工期	概算	概算工事規模	備考
国土交通省東北地方整備局	○○○	○○新築工事	○○○	○○○	一般競争入札	建築工事	平成25年○○月	約○○ヶ月	建設、電気設備、機械設備工事一式	300㎡4000万円	
○○市	○○○	○○地区住宅建設工事(○○地区)	○○○	○○○	指名競争入札	建築工事	平成25年○○月	○日	戸建住宅の戸の建設		

- ・建設業界からは、技術者の配置計画、あるいは労務資材の手配について大変役立っているとの評価
- ・全体の見通しを共有することにより、計画的な発注、不調不落の回避、平準化の推進にも寄与

発注見通しの公表について(入札契約適正化法)

【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(抜粋)】

(地方公共団体による情報の公表)

第七条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、**毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。**

2 地方公共団体の長は、**前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。**

【公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(抜粋)】

(地方公共団体による発注の見通しに関する事項の公表)

第五条 地方公共団体の長は、毎年度、四月一日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日)以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事(予定価格が二百五十万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。)に係る次に掲げるもの見通しに関する事項を公表しなければならない。

- 一 **公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要**
- 二 **入札及び契約の方法**
- 三 **入札を行う時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)**

政令の定めによる公表項目

- ①**工事の名称**、②**工事の場所**、③**工事の期間**、④**工事種別**、⑤**工事の概要**
- ⑥**入札及び契約の方法**、⑦**入札予定時期**

発注見通しの一元化へ向けた取り組み(公表項目等(案))

【公表する項目(案)】

公表項目は、政令の定めによる7項目発注機関、担当部署、施工地域、備考欄等の項目で構成。EXCELデータでホームページ上に掲載し、フィルタ機能により速やかな検索が可能となる。(いつ、どこで、どのような工事が発注されるか検索可能となる)

【一元化した場合のイメージ】

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦					
発注機関	担当部署	施工県	施工地域	工事の名称	工事の場所	工事の期間	工事種別	工事の概要	入札及び契約の方法	入札予定時期	備考
国土交通省九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	熊本	白川渡鹿下流地区 崖岸工事	熊本県熊本市中央区～熊本県熊本市中央区	約8ヶ月	一般土木工事	鋼管矢板護岸 φ1500mm 約22本	一般競争入札(標準型)	第2四半期	工事規模:2億円以上 3億円未満
農林水産省九州農政局	川辺川農業水利事業所	熊本県	球磨	川辺川農業水利事業 造成団地整備工事	熊本県熊本県球磨郡あさぎり町、山江村 村地内	約6ヶ月	土木一式工事	舗装復旧工1式 法面復旧工1式 3千万円未満	一般競争入札	第2四半期	施工場所、工事概要、工期、主要建設資材需要見込み量変更
熊本県	菊池地域振興局	熊本県	菊池	国道325号広域連携交付金(改築)(団策工その1)工事	菊池市森北	約8ヶ月	土木	函渠工 1式 地盤改良工 1式	一般競争入札(条件付)	第2四半期	
熊本市	都市建設局 東部土木センター道路課	熊本県	熊本	東部地区道路構造物災害復旧工事(その1)【単価契約】	熊本市東部土木センター管内	約6ヶ月	土木	地震により被害を受けた道路の構造物復旧工事	一般競争入札	第2四半期	追加
益城町	下水道課	熊本県	上益城	津森汚水幹線・枝線舗装工事	小谷地内	約3ヶ月	舗装	A=2500㎡	通常型指名競争入札	第3四半期	
上天草市	経済振興部	熊本県	天草	東満地区道路災害復旧工事	大矢野町登立	約3ヶ月	土木	ブロック積工	通常型指名競争入札	第3四半期	
八代市	農林水産部	熊本県	八代	千丁町古閑出3番割農道災害復旧工事	千丁町古閑出	約3ヶ月	土木	舗装工事 L=40.7m	通常型指名競争入札	第3四半期	
阿蘇市	建設課	熊本県	阿蘇	花原橋橋梁災害復旧工事	小里	約4ヵ月	とび	伸縮装置取換 L=26.8m 断面修復一式	第3四半期	指名競争	
南阿蘇村	建設課	熊本県	阿蘇	上ノ原・西田線道路改良工事	南阿蘇村大字吉田 地内	6ヶ月	道路改良工	L=130m 道路拡幅改良W=4.5m	指名競争入札	第2	

発注見通しの一元化へ向けた取り組み(施工地域(案))

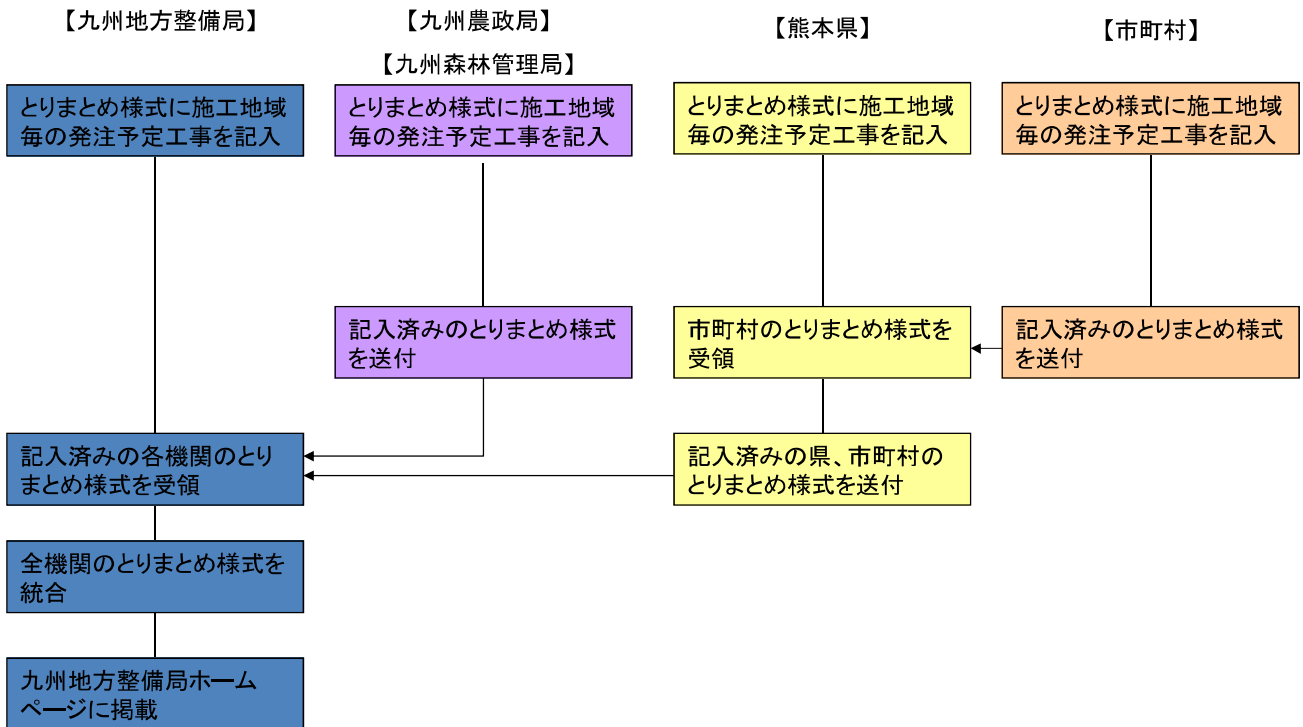


施工地域	市町村
菊池 (地域振興局管内)	菊池市
	合志市
	大津町
	菊陽町
玉名 (地域振興局管内)	荒尾市
	玉名市
	玉東町
	南関町
鹿本 (地域振興局管内)	長洲町
	和水町
阿蘇 (地域振興局管内)	山鹿市
	阿蘇市
	南小国町
	小国町
	産山村
	高森町
熊本 (土木事務所管内)	西原村
	南阿蘇村
宇城 (地域振興局管内)	熊本市
	宇土市
	宇城市
	美里町

施工地域	市町村
上益城 (地域振興局管内)	御船町
	嘉島町
	益城町
	甲佐町
八代 (地域振興局管内)	山都町
	八代市
芦北 (地域振興局管内)	氷川町
	水俣市
	芦北町
球磨 (地域振興局管内)	津奈木町
	人吉市
	錦町
	多良木町
	湯前町
	水上村
天草 (地域振興局管内)	相良村
	五木村
	山江村
	球磨村
	あさぎり町

発注見通しの一元化へ向けた取り組み(作業フロー(案))

○作業フロー(案)



発注見通しの一元化【イメージ】九州地方整備局発注予定分

(平成28年11月1日現在)

発注機関	発注事務所名	施工地域	工事の名称	工事場所(自)	工事場所(至)	工期	工事種別	工事の概要	契約方式	入札時期(公告時期)	備考
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	白川二本木地区環境整備工事	熊本県熊本市西区	熊本県熊本市西区	約4ヶ月	一般土木工事	高水敷整正工1式 護岸工1式	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	白川大江第6越管新設及び護岸外工事	熊本県熊本市中央区	熊本県熊本市中央区	約12ヶ月	一般土木工事	樋管1基、護岸L=50m	一般競争	第4四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本3号 栗山大橋下部工(A)	熊本県熊本市北区	熊本県熊本市北区	約10ヶ月	一般土木工事	橋梁下部工 2基	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本3号 栗山大橋下部工(A)外工事	熊本県熊本市北区	熊本県熊本市北区	約10ヶ月	一般土木工事	橋梁下部工 2基	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	飛田地区改良工事	熊本県熊本市北区	熊本県熊本市北区	約9ヶ月	一般土木工事	切土補強土工 延長50m 余裕期間設定工事(平成28年4月着手)	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	緑川崎地区築堤工事	熊本県熊本市南区	熊本県熊本市南区	約11ヶ月	一般土木工事	築堤延長L=150m 余裕期間設定工事(平成29年4月着手)	一般競争	第4四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	緑川川口下流地区築堤工事	熊本県熊本市南区	熊本県熊本市南区	約11ヶ月	一般土木工事	築堤延長L=120m 余裕期間設定工事(平成29年4月着手)	一般競争	第4四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	緑川川口上流地区築堤工事	熊本県熊本市南区	熊本県熊本市南区	約11ヶ月	一般土木工事	築堤延長L=100m 余裕期間設定工事(平成29年4月着手)	一般競争	第4四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本3号 鹿子木地区改良工事	熊本県熊本市北区	熊本県熊本市北区	約10ヶ月	一般土木工事	道路改良 延長約300m 軟弱地盤改良工1式 余裕期間設定工事(平成29年4月着手)	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本3号 四方奇橋下部工(A)	熊本県熊本市北区	熊本県熊本市北区	約9ヶ月	一般土木工事	道路改良 延長約100m 橋梁下部工1基 余裕期間設定工事(平成29年4月着手)	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本3号 四方奇橋下部工(A)外工事	熊本県熊本市北区	熊本県熊本市北区	約9ヶ月	一般土木工事	道路改良 延長約300m 橋梁下部工1基 余裕期間設定工事(平成29年4月着手)	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本57号 学料地区改良8期工事	熊本県熊本市南区	熊本県熊本市南区	約9ヶ月	一般土木工事	道路改良 延長約200m 軟弱地盤改良工1式 余裕期間設定工事(平成29年4月着手)	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	平成28年度緑川管内樹木伐採その他工事	熊本県熊本市南区	熊本県上益城郡甲佐町	約4ヶ月	維持修繕工事	樹木伐採 1式	一般競争	第3四半期	3,000万円以上 6,000万円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	平成28年度白川管内下流部1号撤去その他工事	熊本県熊本市西区	熊本県熊本市南区	約6ヶ月	維持修繕工事	土砂掘削撤去 1式	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	平成28年度白川管内中流部1号撤去その他工事	熊本県熊本市西区	熊本県熊本市中央区	約6ヶ月	維持修繕工事	土砂掘削撤去 1式	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	平成28年度白川管内上流部1号撤去その他工事	熊本県熊本市中央区	熊本県熊本市東区	約6ヶ月	維持修繕工事	土砂掘削撤去 1式	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本河川国道事務所外CCTV設備設置工事	熊本県熊本市東区	熊本県熊本市東区	約10ヶ月	通設備工事	CCTV装置 20台 伝送装置 1式	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本河川国道事務所 粉大熊本研修所(28復旧)学舎構築工事	熊本県熊本市東区	熊本県熊本市東区	約14ヶ月	建築工事	学舎棟 鉄筋コンクリート造 地上4階建 延長面積約3,200㎡新築	一般競争	第3四半期	3億円以上 7億4,000万円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本河川国道事務所 熊本地方検査庁(28復旧)建築工事	熊本県熊本市中央区	熊本県熊本市中央区	約7ヶ月	建築工事	外壁改修、内装改修、外構改修、電気設備改修、機械設備改修	一般競争	第4四半期	6,000万円以上 1億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本河川国道事務所 熊本真稅務署(28復旧)建築工事	熊本県熊本市東区	熊本県熊本市東区	約7ヶ月	建築工事	外部改修、内装改修、外構改修、電気設備改修	一般競争	第4四半期	6,000万円以上 1億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本河川国道事務所 土地改良技術事務所(28復旧)建築工事	熊本県熊本市東区	熊本県熊本市東区	約8ヶ月	建築工事	外部改修、内装改修、外構改修、電気設備改修	一般競争	第4四半期	6,000万円以上 1億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本河川国道事務所 熊本県警察学校(28復旧)建築工事	熊本県熊本市中央区	熊本県熊本市中央区	約8ヶ月	建築工事	外部改修、内装改修、外構改修、電気設備改修	一般競争	第4四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本河川国道事務所 熊本第2合同庁舎(28復旧)建築工事	熊本県熊本市中央区	熊本県熊本市中央区	約8ヶ月	建築工事	庁舎外壁改修、内装改修、電気設備改修	一般競争	第4四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本河川国道事務所 熊本河川国道事務所 緑川左岸笹原地区護岸工事	熊本県宇城市	熊本県宇城市	約6ヶ月	一般土木工事	護岸工事 1式 水堀工 2基 (主要建設材料要量約6,900t 石材(D=65cm) 14,400m、鋼板)	一般競争	第3四半期	6,000万円以上 1億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本河川国道事務所 緑川走湯下流地区築堤工事	熊本県宇城市	熊本県宇城市	約11ヶ月	一般土木工事	築堤延長L=120m 余裕期間設定工事(平成29年4月着手)	一般競争	第4四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本河川国道事務所 緑川走湯上流地区築堤工事	熊本県宇城市	熊本県宇城市	約11ヶ月	一般土木工事	築堤延長L=120m 余裕期間設定工事(平成29年4月着手)	一般競争	第4四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本	熊本57号 笹原地区改良10期工事	熊本県宇城市	熊本県宇城市	約9ヶ月	一般土木工事	道路改良 延長約200m 軟弱地盤改良工1式 余裕期間設定工事(平成29年4月着手)	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満

(平成28年11月1日現在)

発注見通しの一元化【イメージ】九州地方整備局発注予定分

発注機関	発注事務所名	施工県	施工地域	工事の名称	工事場所(自)	工事場所(至)	工期	工事種別	工事の概要	契約方式	入札時期(公告時期)	備考
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	宇城	熊本57号 城隈橋下部工(A) 1) 外工事	熊本県宇土市		約9ヶ月	一般土木工事	道路改良 延長約100m 橋梁下部工 1基、軟弱地盤改良工 全給期間設定工事(平成29年4月着手予定)	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	宇城	熊本57号 上朝田橋下部工(A) 1) 外工事	熊本県宇土市		約9ヶ月	一般土木工事	道路改良 延長約100m 橋梁下部工 1基、軟弱地盤改良工 全給期間設定工事(平成29年4月着手予定)	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	宇城	久良高架橋下り外断梁補強工事	熊本県宇城市	熊本県宇城市	約10ヶ月	維持修繕工事	久良高架橋下り 橋脚補強工事 2基、落石防止工 1基、橋脚地盤改良工事	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	宇城	三角港合同庁舎(28復旧)建築改修その他工事	熊本県宇城市		約8ヶ月	建築工事	外壁改修、内装改修、外構改修、屋根改修、自衛緊急設備改修。	一般競争	第4四半期	6,000万円以上 1億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城	九州横断道(嘉島～山都)北中島地区改良4期工事	熊本県上益城郡山都町	熊本県上益城郡山都町	約10ヶ月	一般土木工事	道路改良 延長約150m 余給期間設定工事(平成29年4月着手予定)	一般競争	第3四半期	6,000万円以上 1億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城	九州横断道(嘉島～山都)北中島地区改良5期工事	熊本県上益城郡山都町	熊本県上益城郡山都町	約10ヶ月	一般土木工事	道路改良 延長約200m 余給期間設定工事(平成29年4月着手予定)	一般競争	第3四半期	6,000万円以上 1億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城	九州横断道(嘉島～山都)倉道地区改良16期工事	熊本県上益城郡御船町	熊本県上益城郡御船町	約11ヶ月	一般土木工事	高水架橋正工1式 管理用通路1式 道路改良 延長約150m	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城	九州横断道(嘉島～山都)倉道地区改良17期工事	熊本県上益城郡御船町	熊本県上益城郡御船町	約10ヶ月	一般土木工事	道路改良 延長約200m	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城	九州横断道(嘉島～山都)倉道地区改良18期工事	熊本県上益城郡御船町	熊本県上益城郡御船町	約10ヶ月	一般土木工事	道路改良 延長約100m	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城	九州横断道(嘉島～山都)高平釜出地区改良工事	熊本県上益城郡御船町	熊本県上益城郡御船町	約10ヶ月	一般土木工事	道路改良 延長約1,000m 園芸工1式	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城	九州横断道(嘉島～山都)高木地区舗装工事	熊本県上益城郡御船町	熊本県上益城郡御船町	約10ヶ月	アスファルト舗装工事	排水性舗装 12,000㎡、道路付属物1式 道路改良 延長約1,100m 余給期間設定工事(平成29年4月着手予定)	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城	九州横断道(嘉島～山都)田代第二トンネル外舗装工事	熊本県上益城郡御船町	熊本県上益城郡御船町	約10ヶ月	セメント・コンクリート舗装工事	コンクリート舗装 11,000㎡ 道路改良 延長約1,100m 余給期間設定工事(平成29年4月着手予定)	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城	九州横断道(嘉島～山都)河内橋上工工事	熊本県上益城郡御船町	熊本県上益城郡御船町	約9ヶ月	プレストレスト・コンクリート工事	PC単純箱桁橋 延長4.5m 長さ4m	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城	九州横断道(嘉島～山都)小皿木橋上工工事	熊本県上益城郡御船町	熊本県上益城郡御船町	約9ヶ月	プレストレスト・コンクリート工事	PC単純箱桁橋 延長4.5m 長さ4m	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城	九州横断道(嘉島～山都)淨光寺地区附属物設置工事	熊本県上益城郡御船町	熊本県上益城郡御船町	約10ヶ月	維持修繕工事	道路付属物工一式 道路改良 延長約150m 余給期間設定工事(平成29年4月着手予定)	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	上益城	熊本空港複合庁舎(28復旧)建築改修その他工事	熊本県上益城郡益城町		約6ヶ月	建築工事	内装改修、電気設備改修、屋根設備改修、外構改修。	一般競争	第4四半期	3,000万円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	菊池	熊本57号 不動谷地区改築工事	熊本県菊池郡大津町	熊本県菊池郡大津町	約7ヶ月	一般土木工事	道路改良 L=500m	一般競争	第4四半期	6,000万円以上 1億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	菊池	熊本3号 須尾高架橋下部工工事	熊本県合志市		約10ヶ月	一般土木工事	道路改良 延長約300m 橋梁下部工 7基 余給期間設定工事(平成29年4月着手予定)	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	菊池川河川事務所	熊本県	菊池	高島下流地区浸透対策工事	熊本県菊池市	熊本県菊池市	約8ヶ月	一般土木工事	浸透対策(川瀬ドレーン工)1式	一般競争	第3四半期	6,000万円以上 1億円未満
九州地方整備局	菊池川河川事務所	熊本県	菊池	高島上流地区浸透対策工事	熊本県菊池市	熊本県菊池市	約8ヶ月	一般土木工事	浸透対策(川瀬ドレーン工)1式	一般競争	第3四半期	6,000万円以上 1億円未満
九州地方整備局	立野ダム事務所	熊本県	菊池	外牧地区土砂捕捉施設設置その他工事	熊本県菊池郡大津町	熊本県阿蘇郡南阿蘇村	約9ヶ月	一般土木工事	河川工一式、相留め工(コンクリート相留めブロック状)一式、仮設工一式(主要建設資材需要地込み量)生コンクリート 5,000㎥	一般競争	第3四半期	3億円以上 7億4,000万円未満
九州地方整備局	菊池川河川事務所	熊本県	玉名	高瀬地区環境整備工事	熊本県玉名市	熊本県玉名市	約4ヶ月	一般土木工事	他水護岸L=90m、舗装L=200m	一般競争	第3四半期	3,000万円以上 6,000万円未満
九州地方整備局	菊池川河川事務所	熊本県	玉名	下津原下流地区河道整削工事	熊本県玉名郡和水町	熊本県玉名郡和水町	約8ヶ月	一般土木工事	河道整削1式、樹木伐採1式	一般競争	第3四半期	3,000万円以上 6,000万円未満
九州地方整備局	菊池川河川事務所	熊本県	玉名	龍門上流地区河道整削工事	熊本県玉名郡和水町	熊本県玉名郡和水町	約8ヶ月	一般土木工事	河道整削1式	一般競争	第3四半期	6,000万円以上 1億円未満

(平成28年11月1日現在)

発注見通しの一元化【イメージ】九州地方整備局発注予定分

発注機関	発注事務所名	施工県	施工地域	工事の名称	工事場所(自)	工事場所(至)	工期	工事種別	工事の概要	契約方式	入札時期(公告時期)	備考
九州地方整備局	糸池川河川事務所	熊本県	五名	下津原中流地区河道掘削工事	熊本県五名郡和水町	熊本県五名郡和水町	約8ヶ月	一般土木工事	河道掘削1式	一般競争	第3四半期	6,000万円以上 1億円未満
九州地方整備局	糸池川河川事務所	熊本県	五名	下津原上流地区河道掘削工事	熊本県五名郡和水町	熊本県五名郡和水町	約8ヶ月	一般土木工事	河道掘削1式	一般競争	第3四半期	6,000万円以上 1億円未満
九州地方整備局	糸池川河川事務所	熊本県	五名	小浜中流地区沈下対策工事	熊本県五名市	熊本県五名市	約7ヶ月	一般土木工事	矢板工(約25m/枚)L=100m	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	糸池川河川事務所	熊本県	五名	清石下流地区沈下対策工事	熊本県五名市	熊本県五名市	約9ヶ月	一般土木工事	矢板工1式 主要建設資材需要量(積み量) 矢板工1式	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	糸池川河川事務所	熊本県	五名	清石中流地区沈下対策工事	熊本県五名市	熊本県五名市	約9ヶ月	一般土木工事	矢板工1式 主要建設資材需要量(積み量) 矢板工1式	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	糸池川河川事務所	熊本県	五名	菊池川管内河道掘削その他工事	熊本県五名市	熊本県菊池市	約7ヶ月	維持修繕工事	掘削V=15.000m ³ 、樹木伐採A面跡	一般競争	第3四半期	6,000万円以上 1億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	阿蘇	熊本57号滝壱坂トンネル工事	熊本県阿蘇市	熊本県阿蘇市	約8ヶ月	一般土木工事	道路改良 延長約850m	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	阿蘇	熊本57号災害復旧阿蘇赤水地区道路改良工事	熊本県阿蘇市	熊本県阿蘇市	約11ヶ月	一般土木工事	軟弱地盤改良工1式 橋梁下部工2基 道路改良工1式	一般競争	第3四半期	3億円以上 7億4,000万円未満
九州地方整備局	熊本河川国道事務所	熊本県	阿蘇	熊本57号災害復旧阿蘇地区道路改良工事	熊本県阿蘇市	熊本県阿蘇市	約8ヶ月	一般土木工事	軟弱地盤改良工1式 橋梁下部工2基 道路改良工1式	一般競争	第3四半期	3億円以上 7億4,000万円未満
九州地方整備局	立野ダム事務所	熊本県	阿蘇	立野地区斜面掘削その他工事	熊本県阿蘇郡南阿蘇村	熊本県阿蘇郡南阿蘇村	約9ヶ月	一般土木工事	道路改良工1式、排水溝	一般競争	第3四半期	3億円以上 7億4,000万円未満
九州地方整備局	八代河川国道事務所	熊本県	芦北	平成28年度下釜ダムコンクリート2号ゲート閉鎖装置改修工事	熊本県阿蘇郡小国町	熊本県阿蘇郡小国町	約6ヶ月	機械設備工事	閉鎖装置油圧ユニット分解整備 1式	一般競争	第3四半期	3,000万円未満
九州地方整備局	八代河川国道事務所	熊本県	芦北	熊本3号小頭川橋下部工工事	熊本県芦北町	熊本県人吉市	約5ヶ月	一般土木工事	掘削工 V=約10,000m ³	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	八代河川国道事務所	熊本県	芦北	熊本3号大迫橋下部工工事	熊本県水俣市	熊本県水俣市	約9ヶ月	一般土木工事	橋梁下部工 2基、道路工 1式	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	八代河川国道事務所	熊本県	芦北	熊本3号古城第1橋下部工(A1)外工事	熊本県水俣市	熊本県水俣市	約9ヶ月	一般土木工事	橋梁下部工 3基、道路工 1式	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	八代河川国道事務所	熊本県	芦北	熊本3号水俣川橋下部工(A1)工事	熊本県水俣市	熊本県水俣市	約9ヶ月	一般土木工事	橋梁下部工 2基、掘削工 1基、場所打ち杭 21本	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	八代河川国道事務所	熊本県	芦北	熊本3号水俣川橋下部工(A2)外工事	熊本県水俣市	熊本県水俣市	約9ヶ月	一般土木工事	道路改良 約4,000m	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	八代河川国道事務所	熊本県	芦北	熊本3号岩城地区改良外工事	熊本県水俣市	熊本県水俣市	約9ヶ月	一般土木工事	橋梁下部工 1基、場所打ち杭 6本 橋梁下部工 2基、深礎杭 4本、大口管基礎杭 1本 橋梁下部工 1基、精強土壁工1式、連路土工1式、除草工1式、応急維持工1式	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	八代河川国道事務所	熊本県	芦北	熊本3号大迫地区改良3工区工事	熊本県水俣市	熊本県水俣市	約9ヶ月	一般土木工事	道路土工 1式、排水施設工 1式	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	八代河川国道事務所	熊本県	芦北	熊本3号千代地区舗装工事	熊本県葦北郡津奈木町	熊本県葦北郡津奈木町	約9ヶ月	アスファルト舗装工事	アスファルト舗装 12,000m ²	一般競争	第3四半期	8,000万円以上 1億2,000万円未満
九州地方整備局	八代河川国道事務所	熊本県	芦北	熊本3号中地区舗装工事	熊本県葦北郡津奈木町	熊本県葦北郡津奈木町	約9ヶ月	アスファルト舗装工事	アスファルト舗装 12,000m ²	一般競争	第3四半期	8,000万円以上 1億2,000万円未満
九州地方整備局	熊本管轄事務	熊本県	芦北	熊本3号大迫地区法面工4工区工事	熊本県水俣市	熊本県水俣市	約9ヶ月	法面処理工事	法面処理 延長約500m	一般競争	第3四半期	2億円以上 3億円未満
九州地方整備局	八代河川国道事務所	熊本県	球磨	中津地区外河道整備工事	熊本県球磨郡球磨村	熊本県人吉市	約9ヶ月	建築工事	宿舍1・3号棟外壁改修工事、宿舍2号棟解体	一般競争	第3四半期	6,000万円以上 1億円未満
九州地方整備局	川辺川ダム砂防事務所	熊本県	球磨	高野川第2砂防堰堤工事用道路(2期)工事	熊本県球磨郡五木村	熊本県球磨郡五木村	約10ヶ月	一般土木工事	掘削工 V=約18,000m ³	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	川辺川ダム砂防事務所	熊本県	球磨	登谷砂防堰堤補修工事	熊本県球磨郡五木村	熊本県球磨郡五木村	約9ヶ月	維持修繕工事	工事用道路 L=1000m 他	一般競争	第3四半期	1億円以上 2億円未満
九州地方整備局	川辺川ダム砂防事務所	熊本県	球磨	飯干川第2砂防堰堤補修工事	熊本県球磨郡五木村	熊本県球磨郡五木村	約9ヶ月	維持修繕工事	砂防堰堤基礎補修 L=200m	一般競争	第3四半期	3,000万円以上 6,000万円未満
九州地方整備局	川辺川ダム砂防事務所	熊本県	球磨	飯干川第2砂防堰堤補修工事	熊本県球磨郡五木村	熊本県球磨郡五木村	約9ヶ月	維持修繕工事	砂防堰堤基礎補修 L=200m	一般競争	第3四半期	3,000万円以上 6,000万円未満

※九州地方整備局が所管している平成28年度の発注見通し(予備費、補正予算)について、下記公表資料を基に11月1日現在で取りまとめられたものである。

※平成28年度九州地方整備局における工事及び業務の発注見通し(公表)(10月17日記者発表)

※平成28年度九州地方整備局における工事及び業務の発注見通し(公表)(補正予算)について、(平成28年10月17日記者発表)

※平成28年11月1日現在の予定であるため、実態に発注する工事がない場合、または、ここに掲載されない工事が、発注される場合がある。また、工事概要及び工事発注規模も概算の見込み数量、工事発注規模であり、今後、変更することがある。

※施工地域は、熊本県内の地域振興局・土木事務所管内を示す。

【議題5】

「暴力団排除対策」

(熊本県警察本部)

○熊本県暴力団排除条例

(平成22年12月22日条例第52号)

改正 平成24年3月6日条例第5号 平成24年10月9日条例第57号
平成25年3月28日条例第37号 平成26年3月24日条例第39号
平成27年3月20日条例第36号 平成28年3月7日条例第28号

熊本県暴力団排除条例をここに公布する。

熊本県暴力団排除条例

目次

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 暴力団の排除に関する基本的施策(第7条―第11条)

第3章 暴力団を弱体化させるための措置

第1節 県の事務及び事業からの排除(第12条―第14条)

第2節 民間における契約からの排除(第15条―第17条)

第3節 暴力団の威力の利用の禁止等(第18条―第20条)

第4章 暴力団の悪影響から県民等を守るための措置

第1節 少年の健全な育成を図るための措置(第21条・第22条)

第2節 安全で安心なまちづくりのための措置(第23条・第24条)

第3節 県民等に対する支援(第25条―第27条)

第5章 雑則(第28条―第34条)

第6章 罰則(第35条―第41条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、暴力団員の不当な行為が県民生活及び経済社会に多大な悪影響を及ぼしていることにかんがみ、熊本県からの暴力団の排除(以下「暴力団の排除」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、暴力団を弱体化させるための措置及び暴力団の悪影響から県民等を守るための措置を講ずることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活の確保及び経済社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この条及び次条において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団密接関係者 事業者で次に掲げるものをいう。
 - ア 法人でその役員又は熊本県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの
 - イ 個人で公安委員会規則で定める使用人のうちに暴力団員のあるもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、暴力団員がその事業活動を支配する者として公安委員会規則で定めるもの

(5) 県民等 県民及び事業者をいう。

(6) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が県民生活及び経済社会に悪影響を及ぼす反社会的団体であることを認識した上で、県、市町村、県民等、法第32条の3第1項の規定により熊本県公安委員会(以下「公安委員会」という。)から熊本県暴力追放運動推進センターとして指定された者(第7条及び第11条において「暴力追放センター」という。)等が相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念(次条第1項及び第6条第1項において「基本理念」という。)にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 県民は、暴力団員の不当な行為による被害、暴力団の活動の実態その他の暴力団の排除に資すると認める情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業に関して、暴力団を利することとならない事業活動及び暴力団員の不当な行為の影響を受けない事業活動を推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、その行う事業に関して、暴力団員の不当な行為による被害、暴力団の活動の実態その他の暴力団の排除に資すると認める情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第2章 暴力団の排除に関する基本的施策

(推進体制の整備)

第7条 県は、市町村、県民等、暴力追放センターその他関係者と連携して、暴力団の排除のための体制を整備するものとする。

(県民等及び県民等が組織する団体に対する支援)

第8条 県は、県民等及び県民等が組織する団体が暴力団の排除に関する活動に自主的に、かつ、相互に連携し、及び協働して取り組むことができるよう、これらのものに対し、情報の提供、助言、指導その他必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 県は、県民等が暴力団の排除について理解を深めることができるよう、暴力団の排除に関する社会的気運を醸成するための集会を開催するなど広報及び啓

発を行うものとする。

(市町村への協力)

第10条 県は、市町村において暴力団の排除に関する施策が講じられるよう、情報の提供、技術的助言その他必要な協力を行うものとする。

(暴力団員の社会復帰の促進)

第11条 県は、県民等及び暴力団追放センターとの連携及び協力の下に、暴力団員の暴力団からの離脱及びその者の社会復帰を促進するため、就労の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

第3章 暴力団を弱体化させるための措置

第1節 県の事務及び事業からの排除

(県の事務及び事業における措置)

第12条 県は、その事務及び事業により暴力団を利することとならないよう必要な措置を講ずるものとする。

(公共工事における措置)

第13条 県は、県が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下この条において同じ。)を請け負わせる契約(次項において「請負契約」という。)を暴力団員又は暴力団密接関係者との間で締結してはならない。

2 県と請負契約を締結した者(以下この条において「元請負人」という。)は、当該請負契約に係る建設工事の全部若しくは一部を請け負わせる契約(以下この条において「下請契約」という。)又は当該建設工事に使用する資材若しくは当該建設工事の施工に伴い必要となる物品を納入させ、若しくは当該建設工事に係る機械器具若しくは役務を提供させる契約(以下この条において「資材納入等契約」という。)を暴力団員又は暴力団密接関係者との間で締結してはならない。

3 次に掲げる者(以下この条において「下請負人」という。)は、県が発注する建設工事を施工するための下請契約を暴力団員又は暴力団密接関係者との間で締結してはならない。

(1) 元請負人と下請契約を締結した者

(2) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

(3) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

(4) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

(5) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

(6) 前号に掲げる者と下請契約を締結した者

4 次に掲げる者(次項において「資材納入等契約者」という。)は、県が発注する建設工事を施工するための資材納入等契約を暴力団員又は暴力団密接関係者との間で締結してはならない。

(1) 元請負人と資材納入等契約を締結した者

(2) 前号に掲げる者と資材納入等契約を締結した者

(3) 前号に掲げる者と資材納入等契約を締結した者

(4) 下請負人

(5) 前号に掲げる者と資材納入等契約を締結した者

(6) 前号に掲げる者と資材納入等契約を締結した者

(7) 前号に掲げる者と資材納入等契約を締結した者

- 5 元請負人、下請負人及び資材納入等契約者(以下この条、第14条及び第39条において「元請負人等」という。)は、前各項に規定する契約を締結しようとする場合において、自らが当該契約により建設工事を施工し、又は建設工事に使用する資材若しくは建設工事の施工に伴い必要となる物品を納入し、若しくは建設工事に係る機械器具若しくは役務を提供する義務を負うこととなるときは、当該契約の相手方に対し、自らが暴力団員及び暴力団密接関係者ではない旨を証する誓約書を提出しなければならない。ただし、当該契約の契約金額(県が発注する1件の建設工事に関し同一当事者間において締結された当該契約が2以上あるときは、その契約金額の総額)が100万円を超えない場合その他公安委員会規則で定める場合は、この限りでない。
- 6 県及び元請負人等は、前項の規定により提出を受けた誓約書を、当該誓約書に係る契約の締結の日から5年間保管しなければならない。
- 7 元請負人等は、自ら契約を締結した下請契約若しくは資材納入等契約の相手方が暴力団員若しくは暴力団密接関係者であることを知ったとき、又は自ら締結した下請契約若しくは資材納入等契約に関し暴力団員若しくは暴力団密接関係者から不当要求若しくは妨害を受けたときは、速やかに、県に報告するものとする。
- 8 県は、元請負人等が下請契約又は資材納入等契約の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者であることを知りながら第2項から第4項までの規定に違反した場合は、当該元請負人等を県が実施する入札に参加させないことができる。

第14条 県は、前条の規定の施行に必要な限度において、元請負人等に対し、その業務に関して報告又は資料の提出を求めることができる。

第2節 民間における契約からの排除

(民間の契約からの排除)

第15条 事業者は、その行う事業に関して契約を締結しようとする場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方が暴力団員でないことを確認するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その行う事業に関して契約を締結しようとする場合は、契約の相手方が暴力団員であることが判明したときは催告をすることなく当該契約を解除できる旨を定めた書面により契約を締結するよう努めるものとする。

(不動産の譲渡等をしようとする者等の責務)

第16条 県内に所在する不動産(以下この条及び次条において「不動産」という。)の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。以下この条及び次条において「譲渡等」という。)をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結の前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所の用に供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

- 2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知りながら、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。
- 3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産の譲渡等に関して契約を締結しようとする場合に、次に掲げる事項を定めた書面により契約を締結するよう努めなければならない。

(1) 当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと。

(2) 当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは催告

をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができること。

- 4 前項第2号に掲げる事項を定めた書面による契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

第17条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等に係る契約の締結をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に関し、助言その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知りながら、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

第3節 暴力団の威力の利用の禁止等

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第18条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

(暴力団員等に対する金品等の供与等の禁止)

第19条 事業者は、その行う事業の円滑な実施を図るため、暴力団員等又は暴力団員等が当該暴力団員等に代わって金品その他の財産上の利益(以下この条、次条及び第23条において「金品等」という。)の供与を受ける者として指定した者(以下この条及び次条において「暴力団員等指定者」という。)に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 暴力団の威力を利用する目的で金品等の供与をすること。

(2) 暴力団の威力を利用したことの対償として金品等の供与をすること。

- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等指定者に対し、相当の対償を受けることなく金品等の供与をしてはならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員等又は暴力団員等指定者に対し、金品等の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 4 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、その者が暴力団員等であることを知りながら不当に優先的な取扱いをしてはならない。

(暴力団員等が金品等の供与を受けること等の禁止)

第20条 暴力団員等及び暴力団員等指定者は、前条第1項から第3項までの規定に違反する金品等の供与であることを知りながら、事業者から当該金品等の供与を受けてはならない。

- 2 暴力団員等は、前条第1項から第3項までの規定に違反する金品等の供与であることを知りながら、事業者をして、自ら指定した暴力団員等指定者に対し、当該金品等の供与をさせてはならない。

第4章 暴力団の悪影響から県民等を守るための措置

第1節 少年の健全な育成を図るための措置

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第21条 何人も、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、暴力団事務所を開設し、又は運営してはならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び同法第124条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)
 - (2) 裁判所法(昭和22年法律第59号)第2条第1項に規定する家庭裁判所
 - (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設、同法第12条第1項に規定する児童相談所及び同法第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)
 - (4) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条第1項に規定する公民館
 - (5) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
 - (6) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
 - (7) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定により設置された少年自然の家、青年の家及び青少年の家
 - (8) 独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成11年法律第167号)第11条第1項第1号の規定により設置された青少年交流の家
 - (9) 更生保護法(平成19年法律第88号)第29条に規定する保護観察所
 - (10) 少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院
 - (11) 少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第3条に規定する少年鑑別所
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、不特定多数の少年が来訪する施設で、特にその周辺における少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの
- 2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であってその開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたこと(児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設にあっては、同項の規定による届出がされたこと)により前項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。
- (少年に対する教育等のための措置)

第22条 県は、学校(学校教育法第1条に規定する中学校、義務教育学校(後期課程に限る。))、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(中学部及び高等部に限る。))及び高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校(高等課程に限る。))において、その生徒又は学生が暴力団の悪影響を認識し、暴力団に加入せず、かつ、暴力団員の不当な行為による被害を受けないようにするための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 少年の育成に携わる者は、その少年が暴力団の悪影響を認識し、暴力団に加入せず、かつ、暴力団員の不当な行為による被害を受けないよう、助言、指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、少年の育成に携わる者に対し、暴力団に関する知識を有する職員の派遣、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

第2節 安全で安心なまちづくりのための措置
(暴力団排除特別強化地域における特定接客業者等の義務)

第23条 県民及び県外の者が多数来訪し、かつ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。次条第1項において「風適法」という。)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業(同項第1号に該当する営業に限る。)、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業、同項第4号に規定する酒類提供飲食店営業その他公安委員会規則で定めるもの(以下この条及び次条において「特定接客業」という。)を営む者(以下この条及び次条第6項において「特定接客業者」という。)の営業所が集中して存在する地域であって、暴力団の活動状況並びに県民等、県民等が組織する団体及び市町村による暴力団の排除に関する取組状況に照らし、暴力団の排除の強化を図り、県民が安全で安心して暮らし、並びに県民及び県外の者が安心して来訪することができる地域環境を整備するためのまちづくり(次条第2項において「安全で安心なまちづくり」という。)を推進することが特に必要な地域として、次に掲げる区域を暴力団排除特別強化地域とする。

- (1) 熊本市中央区下通一丁目及び下通二丁目の区域
 - (2) 熊本市中央区新市街の区域
 - (3) 熊本市中央区中央街の1番、2番及び4番から12番までの区域
 - (4) 熊本市中央区花畑町の9番から13番までの区域
 - (5) 熊本市中央区手取本町の2番から8番までの区域
 - (6) 熊本市中央区安政町の1番から3番まで及び5番から7番までの区域
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める区域
- 2 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員を客に接する業務に従事させてはならない。
 - 3 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員から、その営業所における用心棒の役務(営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため客、従業者その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下この条において同じ。)の提供を受けてはならない。
 - 4 特定接客業者は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、暴力団員に対し、客、従業者その他の関係者との紛争が発生した場合に用心棒の役務の提供を受けることの対償として金品等の供与をし、又はその営業を営むことの容認を受けることの対償として金品等の供与をしてはならない。
 - 5 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における特定接客業の営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 客に接する業務に従事すること。
 - (2) 特定接客業者に対し特定接客業の営業所における用心棒の役務の提供をすること。
 - (3) 特定接客業者から用心棒の役務の提供をするための対償として金品等の供与を受け、又は特定接客業を営むことの容認をする対償として金品等の供与を受けること。

(標章による特定接客業の営業所への立入規制)

第24条 特定接客業(風適法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業(同項第2

- 号に掲げる営業に限る。)、同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業(同項第1号に掲げる営業に限る。)及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を除く。第7項において同じ。)を営む者で、暴力団排除特別強化地域に営業所を置くものは、公安委員会に対して、公安委員会規則で定めるところにより、暴力団員が当該営業所に立ち入ることを禁止する旨を記載した公安委員会規則で定める様式の標章(以下この条において「標章」という。)の掲示を申し出ることができる。
- 2 公安委員会は、前項の申出があった場合において、暴力団員が当該営業所に立ち入ることを禁止することが暴力団排除特別強化地域における暴力団の排除を強化し、安全で安心なまちづくりを推進するために必要であると認めるときは、当該営業所の出入口の見やすい場所に標章を掲示するものとする。
 - 3 暴力団員は、前項に規定する標章が掲示されている営業所に立ち入ってはならない。
 - 4 公安委員会は、暴力団員が前項の規定に違反して標章が掲示されている営業所に立ち入っていると認めるときは、当該営業所への立入りを中止することを命じ、又は当該立入りが中止されるために必要な事項を命ずることができる。
 - 5 公安委員会は、暴力団員が第3項の規定に違反して標章が掲示されている営業所に立ち入った場合において、当該暴力団員が更に反復して標章が掲示されている営業所に立ち入るおそれがあると認めるときは、当該暴力団員に対し、1年を超えない範囲内で期間を定めて第3項の規定に違反する立入りを防止するために必要な事項を命ずることができる。
 - 6 第2項の規定によりその営業所に標章が掲示された特定接客業者は、公安委員会に対し、当該標章を取り除くよう申し出ることができる。この場合において、公安委員会は、当該営業所から標章を取り除くものとする。
 - 7 公安委員会は、第2項の規定により特定接客業の営業所に標章を掲示した後、当該営業所が特定接客業の用以外の用に供されたときその他標章を掲示する必要がなくなったと認めるときは、標章を当該営業所から取り除くものとする。
 - 8 何人も、第2項の規定により掲示された標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、前2項の規定により公安委員会が標章を取り除く場合を除いては、これを取り除いてはならない。

第3節 県民等に対する支援

(暴力団事務所の撤去等に対する支援)

第25条 熊本県警察本部長(以下この節において「警察本部長」という。)は、暴力団事務所が設置されたことにより、又は設置されることにより生活の平穩を現に害されている者又は害されるおそれがあると認める者から、当該暴力団事務所を撤去するために、又は設置されないようにするために必要な援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、その申出を相当であると認めるときは、当該暴力団事務所を設置している者又は設置しようとする者に対し、当該暴力団事務所を撤去するよう、又は当該暴力団事務所の設置を中止するよう書面で通告するとともに、当該暴力団事務所の撤去又は設置の中止に係る周辺住民の自主的な活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(警察による保護)

第26条 警察本部長は、暴力団の排除に関する活動を行ったこと等により暴力団員、暴力団員から依頼された者等から危害を加えられるおそれがあると認められ

る者に対し、警察官に警戒をさせるなどその者の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(警察による援助)

第27条 警察本部長は、この条例の規定に違反する行為により困惑している者から、当該行為による被害を防止するために必要な援助を受けたい旨の申出を受けた場合において、その申出を相当であると認めるときは、当該申出者に対し、被害を自ら防止するための措置の教示その他必要な援助を行うものとする。

第5章 雑則

(調査)

第28条 公安委員会は、第16条第2項、第17条第2項、第19条第1項から第3項まで及び第20条の規定に違反する行為をしている疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(勧告)

第29条 公安委員会は、第16条第2項、第17条第2項、第19条第1項から第3項まで及び第20条の規定に違反する行為をしていると認められるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該違反する行為をした者に対し、当該違反する行為の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

2 公安委員会は、前条の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったときは、その者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(事実の公表)

第30条 公安委員会は、前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第31条 公安委員会は、前条の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

(意見聴取)

第32条 公安委員会は、第24条第5項の規定による命令をしようとするときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、命令に係る者がした同項に規定する立入りが行われた営業所に係る個人の秘密又は事業上の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、意見聴取を公開しないことができる。

2 前項の意見聴取を行う場合において、公安委員会は、当該命令に係る者に対し、命令をしようとする理由並びに意見聴取の期日及び場所を相当の期間において通知し、かつ、意見聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 意見聴取に際しては、当該命令に係る者又はその代理人は、当該事実について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

4 公安委員会は、当該命令に係る者又はその代理人が正当な理由がなく出頭しな

いとき、又は当該命令に係る者の所在が不明であるため第2項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して30日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第1項の規定にかかわらず、意見聴取を行わないで同項に規定する命令をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、第1項の意見聴取の実施について必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(公安委員会の事務の委任)

第33条 公安委員会は、第24条第4項の規定による命令を警察署長に行わせることができる。

(公安委員会規則への委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第6章 罰則

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項の規定に違反した者

(2) 相手方が暴力団員であることを知りながら、第23条第2項から第4項までの規定に違反した者

(3) 第23条第5項の規定に違反した者

第36条 第24条第4項又は第5項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第37条 第24条第8項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第38条 第14条の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同条の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者は、20万円以下の罰金に処する。

第39条 第13条第5項又は第6項の規定に違反した元請負人等は、5万円以下の過料に処する。

(自首による刑の減免)

第40条 第35条第2号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(両罰規定)

第41条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第35条及び第38条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第24条、第32条、第33

条、第36条及び第37条の規定については、平成23年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第24条第1項の規定による標章の掲示の申出は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても、第23条第1項及び第24条第1項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 第13条及び第14条の規定は、この条例の施行の日以後に県が発注した建設工事について適用する。
- 4 第15条から第17条までの規定は、この条例の施行の日以後に締結する契約について適用する。

附 則(平成24年3月6日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月9日条例第57号)

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第53号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成25年3月28日条例第37号)

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所であってこの条例の施行により改正後の第21条第1項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、同項の規定は、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこの暴力団事務所が他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

附 則(平成26年3月24日条例第39号)

- 1 この条例は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条、第28条及び第29条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる行為について適用し、同日前に行われた行為については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月20日条例第36号)

この条例は、少年院法(平成26年法律第58号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成28年3月7日条例第28号)

- 1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、第22条第1項の改正規定並びに第23条第3項及び第4項の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例(前項ただし書に規定する規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

【誓約書モデル案】

殿

誓 約 書

当社は、

- 1 下記の者に該当しません。
- 2 下記に該当する者であることを知りながら、下請けその他の契約を締結しません。
- 3 下記に該当する者から不当な要求を受けた場合は、速やかに警察に通報します。
- 4 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。
以上のことについて、誓約します。

記

- 法人等(個人、法人又は団体という。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団関係者を利用するなどしている。
- 役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 役員等が、暴力団又は暴力団関係者であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係(暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員を招待すること、遊戯等の交友が継続的に行われていること。なお「継続的に行われている」とは、これらの事実が2回以上行われている場合とする。)を有している。

平成 年 月 日

所在地

事業者名

代表者名

【議題6】

「適正な発注に向けた取り組み状況」

(熊本県)

P 1 ~ P 5

(熊本市)

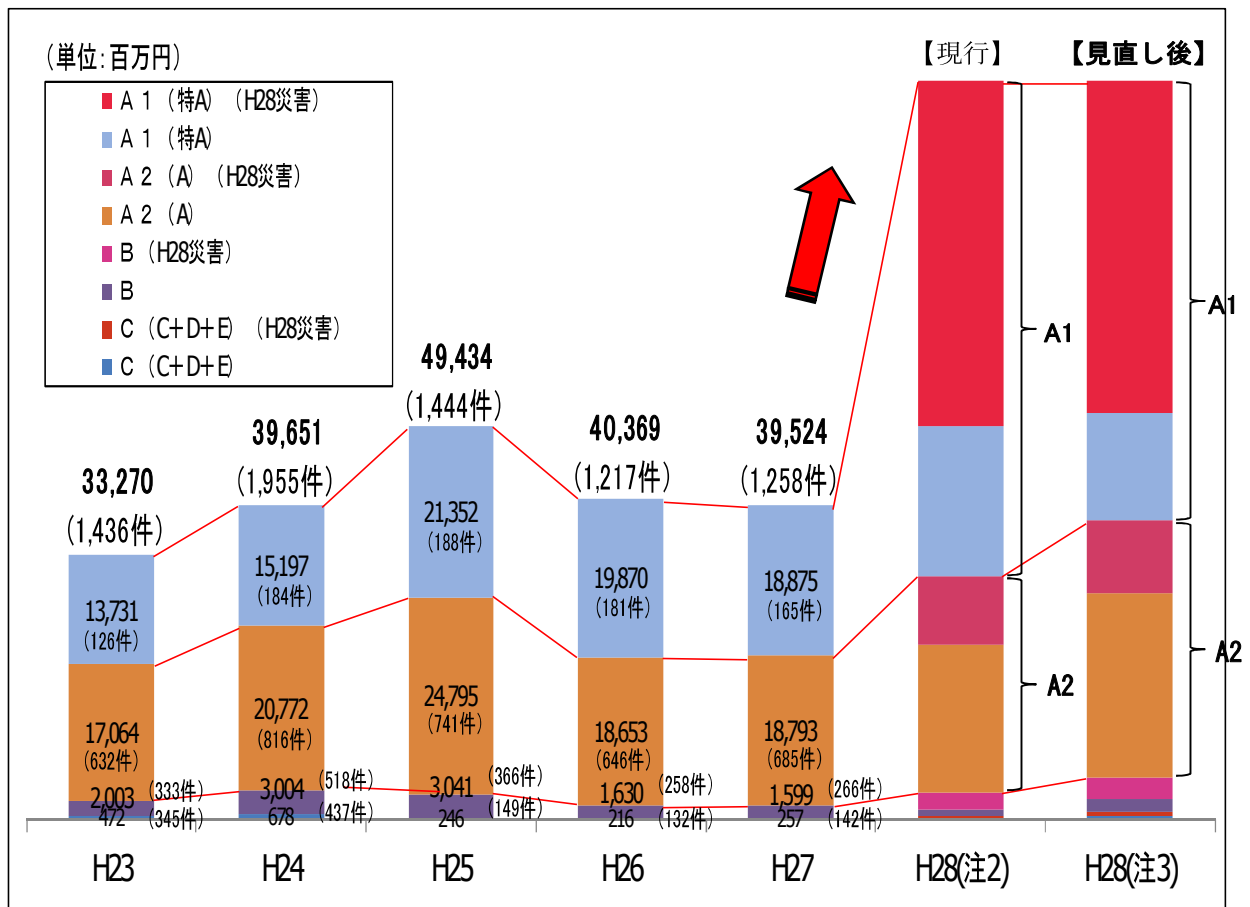
P 6

震災関連等工事に係る入札契約制度の取扱いについて

1 今後の発注イメージ

平成28年熊本地震及び梅雨前線豪雨による公共土木施設の被害等により、土木一式工事をはじめとする建設工事において、発注件数・金額が大幅に増加することが見込まれる。

＜土木一式工事の発注イメージ図＞



(注1) 平成28年度の発注見込みは、災害査定が終わっていないことなどから、未確定

(注2) 現行の等級の請負対象金額の場合の発注イメージ

(注3) 発注標準見直し後の請負対象金額の場合の発注イメージ

2 今後の取扱い

平成28年熊本地震等により甚大な被害を受けた公共土木施設等について、県内の建設企業による広域的な施工体制を確保することにより、迅速な復旧・復興を行い、県民の安全・安心につなげるとともに、経済・雇用に重要な役割を担う県内の建設産業の経営力強化に資するため、入札契約制度を見直す。

(1) 見直し内容について

ア 発注標準の見直し

発注規模の大型化が見込まれるため、土木一式工事の各等級の請負対象金額である発注標準を上げる。

イ 震災関連等工事（平成 28 年熊本地震災害復旧・関連工事のほか平成 28 年豪雨災害及び平成 24 年広域大水害に係る復旧・関連工事を含む。）における見直し

【入札方式】

予定価格 7,000 万円未満の土木、舗装及び法面等の土木関係工事及び予定価格 5,500 万円未満の建築、電気及び管等の建築関係工事について、指名競争とする。

【復旧・復興建設工事共同企業体（復興 JV）の導入】

- ・土木一式 A1 等級工事に復興 JV を導入する。（一部の金額階層（7,000 万円以上 3 億円未満）は単体（A1）との混合入札）
- ・復興 JV は A1・A2 による 2 社又は 3 社の組合せとする。ただし、A2・A2 の組合せでの入札参加は、予定価格 14,000 万円未満に限る。

ウ 総合評価の見直し

【震災関連等工事】

（土木関係工事は 7 千万円以上、建築関係工事は 5 千 5 百万円以上）

- ・土木関係工事について地域性評価項目を設定しない
- ・土木一式工事について復興 JV による入札参加の場合の評価項目を導入（復興 JV での入札参加に加点）
- ・全ての業種で受注機会拡大の評価項目（受注件数が少ない企業に加点）を導入（通常工事（3 千万円以上）にも適用）

(2) 現場代理人の常駐義務緩和について

現場代理人（工事現場に常駐し、その運営、取締りのほか、契約に基づく受注者の一切の権限を行使する者）の常駐義務を緩和する。

専任の主任技術者の配置を要しない小規模な工事のみを施工する場合で、次の条件をいずれも満たす場合は複数工事での兼任を認める。

- 1 3 つまでの同一管内（振興局等）の県又は市町村の発注工事
- 2 請負金額の合計が 3,500 万円未満の工事 ⇨ 7,000 万円未満へ緩和

(3) 間接費の適切な設計変更について

工事箇所近隣だけでは労働者を確保できない場合は、遠隔地からの労働者を確保するために必要となる赴任旅費や宿泊費、交通費等の間接費について変更設計で対応する。

(4) 施行日

平成 28 年 10 月 3 日から当分の間（震災関連等工事の発注に一定の目途が立った時点で本来の発注標準等に戻すものとする。）

震災関連等工事(土木一式)に係る発注方法等見直し概要

[現 状]	[見直し後] 通常工事分	[見直し後] 震災関連等工事分 (平成28年豪雨災害及び平成24年 広域大水害分を含む)
<p style="text-align: center;">A1(65者)</p> <p>入札方法：一般競争(総合評価) 参加者：特定JV(A1・A1) 地域要件：全県</p> <p>3億円以上</p> <p>入札方法：一般競争(総合評価) 参加者：単体 地域要件：全県</p> <p>5,500万円</p>	<p style="text-align: center;">A1</p> <p>入札方法：一般競争(総合評価) 参加者：特定JV(A1・A1) 地域要件：全県</p> <p>3億円以上</p> <p>入札方法：一般競争(総合評価) 参加者：単体 地域要件：全県</p> <p>7,000万円</p>	<p style="text-align: center;">A1</p> <p>入札方法：一般競争(総合評価) 参加者：<u>復興JV(A1・A1、 A1・A2・A2)</u> 地域要件：全県</p> <p>3億円以上</p> <p>入札方法：一般競争(総合評価) 参加者：復興JV等(A1・A2、 A2・A2、A1単体の混 合入札) 地域要件：全県 ※ただし、A2・A2のJVは1億4千万 円未満に限る</p> <p>7,000万円</p>
<p style="text-align: center;">A2(296者)</p> <p>入札方法：一般競争(総合評価) 参加者：単体 地域要件：地域振興局等管内</p> <p>3,000万円以上</p> <p>入札方法：指名競争 参加者：単体 地域要件：地域振興局等管内</p> <p>1,100万円</p>	<p style="text-align: center;">A2</p> <p>入札方法：一般競争(総合評価) 参加者：単体 地域要件：地域振興局等管内</p> <p>3,000万円以上</p> <p>入札方法：指名競争 参加者：単体 地域要件：地域振興局等管内</p> <p>1,500万円</p>	<p style="text-align: center;">A2</p> <p>入札方法：指名競争入札 参加者：単体 地域要件：地域振興局等管内。た だし、不調・不落が発 生する事態となれば地 域の拡大を検討</p> <p>1,500万円</p>
<p style="text-align: center;">B・C(1,317者)</p> <p>入札方法：指名競争 地域要件：地域振興局等管内</p>	<p style="text-align: center;">B・C</p> <p>入札方法：指名競争 地域要件：地域振興局等管内 ※Cランクの発注標準も330万円か ら500万円に引き上げ</p>	<p style="text-align: center;">B・C</p> <p>入札方法：指名競争 地域要件：地域振興局等管内 ※Cランクの発注標準も330万円か ら500万円に引き上げ</p>

(注1)業者数はH28年4月1日現在

(注2)大規模な工事や特殊な技術を要する工事に係る発注方法等については、個別に検討

(注3)震災関連等工事分の総合評価は独自型を適用

議題6 適正な発注に向けた取り組み状況



県工事積算関係の新たな取り組み

震災関連等工事の本格化に伴い、建設資材や労働者の不足が懸念されるため、建設資材の遠隔地からの調達及び地域外からの労働者確保に要する費用の設計変更を可能とする運用を新規に開始し、県土木部が発注するすべての工事を対象にすることとしている。

また、著しい資材価格の高騰などについては、設計単価のスライド変更を適切に実施することとしている。

資材関係

遠隔地からの建設資材の調達に係る設計変更(新規運用)

砕石等の建設資材の購入、輸送費等及び仮設材の輸送費等については、当初の調達条件では調達ができず、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合に輸送費や購入費用などの調達実態を反映して設計変更できるものとする。

- 1 対象工事
 - 熊本県土木部が発注する工事
 - 平成28年10月3日以降に入札公告又は指名通知する工事
- 2 対象建設資材
 - 砕石類(クラッシュヤーン、粒度調整砕石、栗石、割栗石、詰石、再生クラッシュヤーン)
 - 仮設材(鋼矢板、敷鉄板等)

議題6 適正な発注に向けた取り組み状況



労務関係

地域外からの労働者確保に関する設計変更(新規運用)

工事箇所近隣だけでは労働者を確保できず、遠隔地からの労働者で対応せざるを得ない場合に追加が必要となる赴任旅費や宿泊費等の間接費について、標準的な積算基準を上回って必要となる分を設計変更できるものとする。

- 1 対象工事
 - 熊本県土木部が発注する工事
 - 平成28年10月3日以降に入札公告又は指名通知する工事
- 2 対象となる間接費経費
 - 共通仮設費のうち営繕費(宿泊費、借上げ費、労働者送迎費)
 - 現場管理費のうち労務管理費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用)

構成費目		率分に含まれる主な項目
共通仮設費 (営繕費)	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げた場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等を含む)
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業時の食事等(事業負担分)、食事補助費 ・交通費 宿舎から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 労働者個人が立替払いした旅費の文弁に当たる手当

資材・労務関係

各種スライド条項の適用(既定制度)

熊本地震の影響等により、材料単価の高騰や公共工事設計労務単価の上昇に応じて各種スライド条項(全体スライド、単品スライド、インフレスライド)を適切に活用するものとする。

震災関連等工事に係る入札制度について

H28.11.10 熊本市

	熊本市の現状	震災対策																	
I 土木一式に係る発注標準額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の種類</th> <th>等級</th> <th>発注標準額</th> <th>業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">土木一式工事</td> <td>A</td> <td>5,000万円以上</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>2,000万円以上</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1,000万円以上</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>1,000万円未満</td> <td>181</td> </tr> </tbody> </table>	工事の種類	等級	発注標準額	業者数	土木一式工事	A	5,000万円以上	79	B	2,000万円以上	81	C	1,000万円以上	94	D	1,000万円未満	181	<p>第3・4四半期発注見通しを元に、発注課にヒアリング実施</p> <p>① 第3・4四半期発注見通しの状況を勘案、現行を継続</p> <p>② 手持制限緩和 1業者が同じ時期に保有することができる案件の数、あるいはそのうち総合評価落札方式の案件の数を緩和する。</p> <p>(例) 舗装A 一般2 → 2 総合1 → 2</p> <p style="text-align: right;">9/30から実施</p>
工事の種類	等級	発注標準額	業者数																
土木一式工事	A	5,000万円以上	79																
	B	2,000万円以上	81																
	C	1,000万円以上	94																
	D	1,000万円未満	181																
II 震災関連等工事の入札方式	<p>① 土木 1億円以上→総合評価 1億円未満→条件付一般競争入札</p> <p>② 建築 2.4億円以上→総合評価 2.4億円未満→条件付一般競争入札</p> <p>③ 電気・管・舗装 0.5億円以上→総合評価 0.5億円未満→条件付一般競争入札</p> <p>④ 造園・水道 0.6億円・0.8億円以上→総合評価 0.6億円・0.8億円未満→条件付一般競争入札</p>	<p>H28.6月～震災対応として、 入札・契約の手続き簡素化・迅速化の観点から総合評価落札方式の各基準額を引き上げ</p> <p>(例) 土木A 7,000万円 → 1億円 土木B 3,000万円 → 実施せず 土木C 1,500万円 → 実施せず</p> <p style="text-align: right;">6/10から実施</p>																	
III 震災関連等工事に係るJV	<p>【熊本市建設工事共同企業体運用基準(現行)】</p> <p>○ 構成員の組み合わせ(発注工事に対応する工事種類の有資格者)</p> <p>構成員は、市内に主たる営業所を有する有資格者で格付における最上位の等級に属する者及びこれに相当する市外に主たる営業所を有する有資格者の組み合わせとする。(中略)市内に主たる営業所を有する有資格者で格付における最上位の等級に属する者のみによる組み合わせとする。</p> <p>= Aと市外の組み合わせ、又はA同士</p>	<p>JV案件の基準額の変更</p> <p style="text-align: right;">10/31から実施</p>																	
IV 現場代理人の常駐義務の緩和	<p>熊本県の改正を受けて、常駐義務の緩和措置の改正</p> <p>熊本市発注工事のうち2件以内で 合計3千5百万円未満の工事について兼任可</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>熊本県、熊本市発注工事のうち3件以内で 合計7千万円未満の工事について兼任可</p>	<p>現行、兼任は熊本市発注工事に限定していたため、 熊本県発注工事との兼任も可とする。</p> <p style="text-align: right;">10/31から実施</p>																	

【議題7】

「各関係機関が抱える課題」

(熊本県)

議題7 各関係機関が抱える課題



(10月末時点、アンケート回答結果より回答のあった市町村を集計)

県内市町村の災害復旧工事関係の状況

- 災害査定の進捗状況
 - 公共土木施設及び農林土木施設の災害査定は、本年12月までに完了する見込み。
 - ・熊本地震関係の災害査定は、公共土木施設で概ね9割、農林土木施設で概ね5割を完了。
 - ・豪雨災害関係の災害査定は、公共土木施設で概ね4割、農林土木施設で概ね2割を完了。
- 災害復旧工事の発注見通し
 - ・熊本地震関係の復旧工事は、来年3月末までに、公共土木施設で概ね7割、農林土木施設で概ね3割を発注予定。
 - ・豪雨災害関係の復旧工事は、来年3月末までに、公共土木施設で概ね5割、農林土木施設で概ね3割を発注予定。

県内市町村における現状と課題

- 工事発注関連事務について
 - ・災害査定事務により、通常工事の発注が遅れる。
- 工事入札・契約について
 - ・大量の工事発注により、入札の不調、不落を懸念している。
 - ・建設業者、労働者、資機材の不足を懸念している。
 - ・測量設計コンサルタントが不足し、設計書作成が遅れる。
- 復旧工事の他事業等との調整について
 - ・下水道等の地下埋設物の復旧が先であり、道路復旧の時期が遅くなる。
 - ・農地は作付の関係で工事完成がスムーズにいくか不安。
 - ・林道奥地等の災害ではアクセス道路の被災により、工事着手が遅れる。



発注者側の人手不足



受注者側の人手不足



工事間調整

議題7 各関係機関が抱える課題



(10月末時点、アンケート回答結果より回答のあった団体を集計)

技術者・労働者の状況(不足の有無等)

技術者、技能労働者、作業員、交通誘導員等が不足している状況にあり、今後復旧・復興工事が本格化すると不足がより深刻になってくることが見込まれる。

建設資材等の状況(需給状況等)

資機材については、全体的には需給状況に大きな問題は見られないが、被災地域等においては、資機材の供給が困難な状況が発生している。

今後の課題等

- ・ 技術者確保の観点から、工事の発注時期の調整が必要である。
- ・ 施工時期が集中すると労務費単価や資機材単価等の上昇が見込まれるため、設計変更等の柔軟な対応が求められる。
- ・ 適正な施工体制確保のため、工期延長等の柔軟な対応が求められる。
- ・ 下請け業者の確保が困難となることが見込まれるためその対策が必要である。
- ・ 労働者の賃金・休暇の問題
- ・ 被災地域から遠隔地にある業者は、技術者不足の問題の他、宿泊施設の確保や資機材等輸送の問題がある。
- ・ 通常工事との兼ね合いから業者がいかに関わっていかかが重要な課題である。
- ・ 若年技能労働者の確保・育成の問題